

平成26年 予算特別委員会 総務厚生分科会

(会議録 第1号)

1. 招集年月日 平成26年3月11日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成26年3月11日

~~~~~  
4. 出席委員 (14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良弘   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 15番 南田 秀夫  | 16番 馬上 勝登  |

~~~~~  
5. 欠席委員 (2名)

8番 渡 紘人	13番 尺田 公造
---------	-----------

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 三村 裕史 |
| 副町長     | 立花 隆藏 |
| 教育 長    | 林 保   |
| 総務部 長   | 内田 充  |
| 総務部 参事  | 石井 節夫 |
| 総務部 次長  | 岩田 秀次 |
| 企画財政課 長 | 宗條 勲  |
| 商工観光課 長 | 時光 良弘 |
| 税務課 長   | 貞永 治夫 |
| 会計課 長   | 中村 憲治 |



1 款、議会費からご説明いたします。

5 5 ページの上、議会事務一般でございます。

この事業は、議員報酬などのほか、議会運営に要する事務費等を計上するもので、事業全体で1億208万7,000円、本年度より、95万1,000円、0.9%の増となっております。

増額の主な要因は、共済費44万9,000円の増で、これは、議員共済会給付費負担金の算定率変更によるものでございます。

事業内容は、全般的に従来からの変更はなく、報酬や期末手当は条例に基づく所定の額を、旅費につきましても本年度当初予算額と同額を計上しております。委託料は、議事録反訳業務を委託により行うもので、決算及び予算特別委員会に係る経費を盛り込んだことから、22万7,000円の増額となっております。

また、負担金補助及び交付金は、県町議会議長会負担金の増額分20万円を加算計上しております。

消費税課税取引に該当する経費につきましては、本事業のほか、各部門を通じ、全ての事業において引上げ後の税率を適用して算定しております。

続く人件費は、職員給与でございます。各科目に計上しておりますが、説明は省略させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） はい。それでは56ページ57ページをお願いいたします。

第2款、総務費、人事管理事業についてご説明をいたします。

この事業は、臨時・嘱託職員、産業医に係る経費、宿日直業務や給与システム業務に係る委託料、職員の健康診断や派遣職員に係る負担金を計上するもので、事業費全体で3,801万5,000円、本年度より206万5,000円、5.7%の増となっております。

歳入の特例財源、国・県支出金141万5,000円は、広島県の地域廃棄物対策支援事業補助金で、昨年度と同額を計上しております。特定財源、その他200万4,000円は、臨時・嘱託職員の社会保険料納付金でございます。

増額の主な要因としましては、臨時職員に係る賃金157万2,000円、社会保

除料341,000円の増額で、急な臨時雇用への対応として1名分の費用を計上したことによるものでございます。

続きまして、57ページ下段から59ページにかけまして職員研修事業でございます。

この事業は、職員の研修に係る費用として、広島県自治総合センター、市町村アカデミー、自治大学等が実施する研修への参加費用を計上するもので、事業費全体で131万9,000円、本年度より46万2,000円、53.9%の増となっております。

歳入の特定財源、その他643,000円は、市町振興協会からの研修助成金でございます。

増額の主な要因は、職員研修に係る委託料の増額でございます。

なお、この経費の全額が振興協会から助成される見込みでございます。

続きまして59ページから61ページにかけまして事務管理事業でございます。

この事業は、役場庁舎内で使用する事務用品、コピー機・印刷機の使用料、例規集の更新費用を計上するもので、事業費全体としましては846万7,000円、本年度より28万2,000円、3.2%の減となっております。

歳入の特定財源、その他15万円は、広告料収入を充てております。

減額に関しましては、消耗品予算の見直しによるものでございます。

引き続き一般管理事業についてご説明いたします。

この事業は、特別職に係る経費、顧問弁護士料、各種の公的団体への負担金を計上するもので、事業費全体で1,675万7,000円、本年度より156,000円、0.9%の増となっております。

歳入の特定財源、その他2万5,000円は、庁舎1階ロビーに設置しております公衆電話使用料でございます。

増の要因でございますが、広島市中区に建替えられる弁護士会館建設費の市町負担金20万円を計上したことによるものでございます。

続きまして、庁舎維持管理事業でございます。この事業は、役場庁舎の維持管理経費として、高熱水費、清掃業務、機械警備のほか、エレベーター、消防設備、空調設備などの法定点検経費、議会インターネット中継に係る経費を計上するもので、事業費全体で3,659万5,000円、本年度より395万4,000円、12.1%の増となっております。

歳入の特定財源、その他481万2,000円は、行政財産目的外使用料146万4,000円これは、喫茶店でございます。職員駐車場使用料300万円、自動販売機設置負担金34万8,000円でございます。

増額の主な要因でございますが、庁舎清掃業務委託料の増額、議場・委員会室のシステム更新に係る工事を計上したことによるものでございます。

続きまして、一番下段から63ページにかけてでございます。

公用車集中管理事業についてご説明いたします。

この事業は、総務課において集中管理する公用車13台について、燃料代、車検代、重量税、損害保険料を計上するもので、事業費全体で284万6,000円、本年度より41万4,000円、12.7%の減となっております。減額の主な要因でございますが、対象となる車検台数の減によるものでございます。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 63ページ下の方をお願いいたします。

2目、財政管理費、財政管理事業でございます。

この事業は、財務事務に要する経費を計上するもので、事業全体で922万8,000円、本年度より33万円、3.7%の増となっております。増額の主な要因は、需用費26万8,000円の増で、決算書の外注印刷などによります。

主な事業費は、予算の編成・執行、決算管理等の電算処理や電算機器の保守等に要する委託料●●●万●, ●●●円、財務会計・公会計・契約管理システム等の機械器具使用料380万6,000円です。

続きまして、64・65ページをお願いします。

65ページの中段、3目、会計管理費、会計事務でございます。

この事業は、出納事務を執行する、会計課の業務全般に係る経費を計上するもので、事業全体で492万7,000円、本年度より1万2,000円、0.2%の増となっております。

歳入欄の特定財源、その他23万8,000円は、臨時職員社会保険料納付金です。

増額の主な要因は、賃金8万3,000円の増で、賃金単価の改定によるものでございます。

主な事業費は、臨時職員1名分の賃金156万3,000円、行政情報を司る基幹システムに係る電算処理委託料●●万●, ●●●円、電算機器の使用料98万2,000

円です。

次の、4目、財産管理費、公有財産管理事業でございますが、この事業は、企画財政課所管の普通財産などを管理する経費を計上するものでございます。

事業全体で301万1,000円、本年度より9万1,000円、3.1%の増となっております。増額の要因は、委託料の増で、草刈等を委託実施する面積の増加によります。

主な事業費は、土地鑑定等に要する役務費150万4,000円、草刈や測量等に要する委託料●●●万円です。

66・67ページをお願いします。

5目、交通安全対策費、交通安全対策事業、6目、防犯対策費、防犯対策事業は、後ほど民生部からご説明いたしますので、その次の7目、諸費、労働金庫預託事業でございますが、この事業は、町内に勤務又は居住する労働者への融資資金として、中国労働金庫への預託金を計上するもので、事業費は、2,300万円、本年度と同様の額でございます。同額の預託金返還金を財源とするものでございます。

~~~~~〇~~~~~

○税務課長（貞永） 続きまして、同じく67ページの下の方をお願いします。

収納金還付事業について説明いたします。

この事業は、償還金利子及び割引料の費目で町税等の還付金・還付加算金に係る経費を計上しています。

事業全体で、600万円、本年度と同額となっております。歳入の国県支出金196万8,000円は、県からの県民税・徴税委託金です。

~~~~~〇~~~~~

○総務部次長（岩田） 続きまして、第8目、住居表示費、住居表示事業につきましては、後ほど、建設部よりご説明いたします。

69ページをお開きください。

第2項、企画費、行政情報化事業でございます。

この事業は、行政事務の効率化、高度化を図るための庁舎内LAN、及び国・県との情報ネットワークに係る運営経費を計上するもので、事業費全体で3,032万7,000円、本年度より1,291万1,000円、74.1%の増となっております。

歳入の特定財源、その他、81万6,000円は、企業会計である水道会計からの

庁舎内LAN利用負担金でございます。

増額の主な要因でございますが、現在のパソコンの基本ソフトのサポートが終了し新しいソフトに以降することに伴うシステム改修費、これと町内LANWAN機器類のリース期間満了による新規リース計画に係る経費の増額を計上したことによるものでございます。

続きまして、下段から71ページにかけまして、地域情報化事業でございます。

この事業は、町内の公共施設に整備した情報ネットワークの維持管理に要する経費を計上するもので、事業費全体で1,650万9,000円、本年度より433,000円、2.6%の減となっております。減額の主な要因は、広島県と県内市町の共同利用電子申請システムの改修が本年度限りで、来年度に不要になることによるものでございます。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 71ページの上段、企画一般事務事業でございます。

この事業は、企画関係事務や広域行政の推進に関する経費を計上するもので、事業全体で54万6,000円、本年度より35万1,000円、39.1%の減となっております。減額の主な要因は、職員手当等の減で、地域懇談会を実施しない年度に当たることなどから、職員の時間外勤務手当の減額によります。

主な事業費は、職員手当等41万2,000円、ふるさと納税として寄附をいただいた方への記念品料40,000円、広域行政を推進する中央地域振興対策協議会及び広島広域都市圏協議会への負担金70,000円です。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） それでは、第2目、広報費、広報広聴事業についてご説明いたします。

この事業は、毎月1回の町広報紙を発行するための印刷費、自治会を通じて各ご家庭に配布するための経費を計上するもので、事業費全体で1,144万4,000円、本年度より32万1,000円、2.9%増となっております。

歳入の特定財源、国県支出金11,000円は、自衛官募集事務委託金で、その他130万7,000円につきましては、広告収入104万6,000円、県民だより配布負担金26万1,000円を充てております。

増額の主な要因としましては、印刷経費の増額を見込んだためでございます。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（時光） 72ページから73ページをお願いします。

3日、地域振興費の地域振興事業でございます。

この事業は、地域住民の参画によるまちづくりを推進するもので、各地区のコミュニティセンター、老人集会所に係る補助のほか、まちづくり協働事業の推進に関する経費を計上しております。

事業全体で、2,610万円、本年度より925万1,000円、26.2%の減となっております。

歳入欄の特定財源、その他は、1,850万円で、内訳は、筆の里づくり基金繰入金1,800万円、協働のまちづくり事業助成金50万円です。

減額の主な要因は、新宮老人集会所解体工事の終了、住民参加型まちづくり施設整備補助金の減額によるものです。

主な事業費は、行政協力員報酬470万4,000円、コミュニティセンター管理費等補助金120万8,000円、熊野町まちづくり協働推進事業補助金100万円、住民参加型のまちづくり施設整備事業補助金1,800万円でございます。

次に、同じページの定住交流促進事業でございます。

この事業は、筆の街交流館K-JINなどを活用し、本町への定住交流人口の増を図るもので、事業全体で、335万5,000円、本年度より1,731万3,000円、83.8%の減額となっております。

歳入欄の特定財源、その他は、207万6,000円で、内訳は、宝くじコミュニティ助成金200万円、広島県市町村振興協会補助金7万6,000円でございます。

減額の主な要因でございますが、緊急雇用対策基金事業補助金で実施しておりました事業の減によるものです。

主な事業費は、イベントに使うのぼりや懸垂幕等の消耗品97万円、チラシやポスターの印刷製本費77万円、イベントに関連する委託料となっております。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 74、75ページをお願いします。

75ページの上、交通輸送対策事業でございます。

この事業は、町内の生活交通を維持・確保する取組を中心とした、交通輸送対策に関する経費を計上するもので、事業全体で2,899万1,000円、本年度より43

0万5,000円、12.9%の減となっております。

減額の主な要因は、負担金補助及び交付金の減で、熊野営業者から阿戸学校までの広電バス阿戸線が国・県の補助対象路線となり、バス事業者の運行赤字額が縮小したことによります。

主な事業費は、生活福祉交通おでかけ号の運行業務委託料●, ●●●万●, ●●●円、広電バス阿戸線、呉方面の平原経由便及び芸陽バス阿戸線の3路線へのバス路線補助金1,602万2,000円、広島空港整備のための広島県への負担金37万,1000円、新規事業としまして、バスの位置情報等をリアルタイムに知ることができるようにするバスロケーションシステムを整備するための県バス協会への補助66万3,000円です。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（時光） 次に同じページの下段の4目、筆の里工房費の筆の里工房事業でございます。

この事業は、筆の里工房の円滑な運営のために必要な経費を計上しております。

事業全体で、1億1,389万4,000円、本年度より2,718万2,000円、31.3%の増となっております。増額の主な要因は、消火設備のガスボンベの入れ換えやミュージアムショップの修繕などの施設管理業務委託料と企画展の実施に係る事業費補助の増額によるものです。

主な事業費といたしましては、指定管理委託料と、筆の里工房の不燃性ガス消化設備の取替え業務、ミュージアムショップの改修、外壁改修工事の設計委託及び筆の里工房20周年記念事業等の施設管理業務委託料の合計5,684万4,000円、人件費と企画展に係る筆の里工房補助金5,450万6,000円です。

次に、76ページ、77ページをお開きください。

上段の5目、国際交流費、国際交流事業でございます。

この事業は、国際交流事業を通じて、町民の国際理解を図るもので、事業全体で、26万7,000円、本年度より11万4,000円、29.9%の減額となっております。減額の主な要因は、バス借上料を実績により減額したことによるものです。

主な事業費は、使用料及び賃借料の合計12万2,000円です。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 続きまして76・77ページの下の方をお願いします。

3項、徴税費、1目、税務総務費の町民税総務事業について説明いたします。

この事業は、町県民税の賦課徴収に係る時間外手当、臨時職員賃金といった人的経費及び負担金などの経費を計上しています。

事業全体で355万2,000円、本年度より6,000円、0.2%の増となっています。増減の主な要因は、時間外手当の減、及び臨時職員の賃金の上昇に伴う増です。

歳入の国県支出金260万8,000円は県からの県民税・徴税委託金、その他収入19万7,000円は臨時職員の社会保険料個人負担分です。主な事業費は、職員の時間外手当181万6,000円です。

続きまして、固定資産税総務事業について説明いたします。

この事業は、固定資産税の賦課徴収事務に係る人的経費を計上しています。事業全体で、287万,000円、本年度より9万9,000円、3.6%の増となっています。増減の主な要因は時間外手当の減、及び臨時職員の賃金の上昇に伴う増です。

歳入のその他収入23万8,000円は、臨時職員の社会保険料個人負担分です。

主な事業費は、臨時職員の賃金156万3,000円です。

続きまして、78・79ページをお願いします。

収納総務事業について説明いたします。

この事業は、収納した町税の消し込み管理事務、滞納整理事務に係る人的経費を計上しています。

事業全体で266万6,000円、本年度より2万1,000円、0.8%の減となっています。増減の主な要因は、時間外手当の減及び臨時職員の社会保険料増に伴うものです。

歳入のその他収入24万1,000円は、臨時職員の社会保険料個人負担分です。

主な事業費は、臨時職員の賃金198万3,000円です。

続きまして、人件費を飛ばしまして、税務総務事業について説明いたします。

この事業は、税務課の業務全般に係る経費を計上しています。

事業費全体で、100万4,000円、本年度より2万2,000円、2.1%の減となっています。増減の主な要因は、地方電子化協議会等の会費・負担金の減に伴うものです。

歳入の国県支出金50万6,000円は、県からの県民税・徴税委託金です。

主な事業費は、軽自動車等取扱負担金、地方電子化協議会負担金の66万1,000円です。

続きまして 80・81ページをお願いします。

2目、賦課徴収費、町民税事務事業について説明いたします。

この事業は、町県民税の賦課徴収のための経費として電算関係の委託料、機器賃借料、ソフトウェア使用料などを計上しています。

事業費全体で1,238万4,000円、本年度より139万3,000円、12.7%の増となっています。増減の主な要因は電算システム委託料の消費税分増、及び個人番号制度導入に伴うシステム改修費の計上です。

歳入の国県支出金937万3,000円は、県からの県民税・徴税委託金、その他収入75万6,000円は、所得証明などの証明手数料などです。

主な事業費は、電算システム委託料、機械器具使用料1,175万5,000円です。

続きまして、固定資産税事務事業について説明いたします。

この事業は、固定資産税の賦課徴収に係る経費として、路線価方式による固定資産税評価法の平成27年度導入に向けた路線価算定業務などの経費を計上しています。

事業費全体で2,592万4,000円、本年度より302万2,000円、10.4%の減となっています。増減の主な要因は、航空写真撮影業務委託料の増及び路線価導入に伴う標準宅地の鑑定委託料の減によるものです。

歳入のその他収入32万1,000円は、土地台帳等の閲覧手数料及び証明手数料です。

主な事業費は、電算システム委託料、機械器具使用料837万7,000円及び路線価等更新業務委託料866万5,000円です。

次に、収納事務事業について説明いたします。

この事業は、税の収納消し込みや滞納整理のための電算システムの委託料や使用料に係る経費を計上しています。

事業全体で1,272万2,000円、本年度より42万4,000円、3.4%の増となっております。増減の主な要因は、コンビニ収納の利用者増に伴う委託料の増です。

歳入のその他の収入120万3,000円は、納税証明手数料及び督促手数料です。

主な事業費は、電算システム委託料、機械器具使用料 1, 121万4, 000円で
す。

続きまして82・83ページをお願いします。

税務一般事業について説明します。

この事業は、これまでの分類に属さない税務事務全般的なもので、納付者等の送付
先データを管理する電算システム委託料、通信費に係る経費を計上しています。

事業費全体で512万7, 000円、本年度より56万5, 000円、12.4%
の増となっています。増減の主な要因は、路線価導入による固定資産税 増額事前通知
の郵送料の増によるものです。

歳入の国県支出金87万9, 000円は、県からの県民税徴収委託金です。

主な事業費は、納税通知書などの郵送代442万9, 000円です。

続いて、軽自動車税事務事業について説明いたします。

この事業は、軽自動車税の賦課徴収に係る経費を計上しています。

事業費全体で56万4, 000円、本年度より1, 000円、0.2%の増となっ
ております。増減の主な要因は、軽自動車県外転出車両情報提供委託料の減及び電算シ
ステム委託料の消費税増税分です。

主な事業費は、電算システム委託料、機械器具使用料44万3, 000円です。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） それでは、84ページ、第4項、戸籍住民基本台帳費、住民基本  
台帳等事業につきましては、民生部の説明となります。

86ページ、87ページをお願いいたします。

第5項、選挙費、選挙管理事務事業でございます。

この事業は、選挙管理委員会委員の報酬及び事務経費を計上するもので、事業費全  
体といたしましては、271万円、本年度より2万3, 000円、0.8%の増となっ  
ております。

歳入の特定財源、国県支出金1, 000円は、在外選挙人名簿登録事務委託金でご  
ざいます。

増額部分は、選挙システム委託経費に係る消費税増税分によるものでございます。

続きまして、第2目、県議会議員選挙費、県議会議員選挙事業でございます。

この事業は、平成27年4月に執行が予定されている広島県議会議員選挙に係る経

費を計上するもので、事業費としましては、233万6,000円は、本年度3月に執行する事務経費分の計上でございます。

なお、歳入の特定財源、国・県支出金で、その全額233万6,000円が委託金として交付されることとなっております。

続きまして88・89ページをお願いいたします。

第3目、農業委員会委員選挙費、農業委員会委員選挙事業についてでございます。

この事業につきましては、平成26年7月に執行が予定されております熊野町農業委員会委員選挙に係る経費を計上するもので、事業費169万2,000円は、選挙事務に関わる報酬、選挙事務従事者に係る人件費、その他必要消耗品等の購入費用でございます。

次の参議院議員選挙費、それから県知事選挙費につきましては、平成25年度の執行済みの事業ということでございます。

~~~~~〇~~~~~

〇地域振興課長（時光） 続きまして、90ページ91ページをお開きください。

6項、統計調査費、1目、統計調査費の広島県統計協会、統計庶務でございます。

この事業は、広島県統計協会に関する庶務等の事務を行うもので、事業全体では、1万3,000円で、本年度と同額となっております。

次に、経常統計調査事業は、毎年5月の学校基本調査、12月の工業統計調査に関する事務を行うもので、事業全体で37万1,000円で、こちらも本年度と同額となっております。

歳入欄の特定財源、国・県支出金につきましては、統計調査交付金で、37万1,000円となっております。

主な事業費は、調査員報酬24万8,000円でございます。

次に、同じページ、中ほどの臨時統計調査事業でございます。この事業は、平成26年度におきましては、全国消費実態調査、農林業センサス、経済センサス基礎調査・商業統計調査を行なうもので、事業全体で、309万8,000円、本年度より190万円、158.6%の増額となっております。

歳入欄の特定財源、国・県支出金309万8,000円は、統計調査交付金でございます。

増額の主な要因は、実施する調査の数が今年度と比較いたしまして増えたことによ

るものでございます。

主な事業費は調査員報酬がそれぞれ、12万9,000円、50万3,000円、64万2,000円、62万7,000円の合わせて190万1,000円でございます。

~~~~~〇~~~~~

○企画財政課長（宗條） 92・93ページをお願いします。

7項、監査委員費、監査事務一般でございます。

この事業は、監査委員の報酬及び監査委員活動に要する事務費等を計上するもので、事業全体で、130万8,000円、予算科目ごとに若干の増減がございますが、事業全体予算額は、本年度と同額でございます。

主な事業費は、監査委員報酬96万8,000円、費用弁償等の旅費16万5,000円でございます。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今説明がありました、54ページの議会費と、93ページまでの総務費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~〇~~~~~

○委員（山野） 81ページに番号制の件につきまして今回の・・・だと思っておりますけれども、今までの住民基本台帳とかそういったところの関連、民生部の関連はどうなっているのでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~〇~~~~~

○税務課長（貞永） マイナンバー制度、社会保障・税番号制度というものでございますけれども、全体事業としまして住基の情報を使ってそれぞれ個人場番号をつくって、税とかほかの事務に利用しようという制度でございますけれども、経費としては26年度、27年度でそれぞれ各担当のところ計上して、28年度以降の実施に向けて政府が整備していくと国のほうから示されております。税につきましては町民税、事務事業の8

1 ページの中の委託料のほうに入っているんですけども、例としましては、100万円程度を計上して26年度から27年度にかけて整備していくとなっております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） ただいま御質問いただきました番号制のシステム改修費でございますが、全体で●, ●●●万●, ●●●円ほど計上いたしております。これにつきましては、住基システムといたしまして、●●●万●, ●●●円。今説明いたしましたが、税務システムといたしまして、●●●万●, ●●●円、あと社会保障システム、年金関係で●●万円、その他の社会保障システムの改修として●●●万●, ●●●円、トータルで●, ●●●万●, ●●●円ほど予算計上、それぞれの事業の中で予算計上させていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 28年度で最終ということで、最終的には一人ずつの番号が全部つく。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 基本的には国民全員にきちっと番号がつくと考えてよろしいかと思
います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） いっぱい質問が挙がっていたものですから、聞き漏らしているところ
があります。

例の筆の里工房費、20周年の事業、どんなことを考えてらっしゃるかということと、
工房の売り上げが来年度はどのぐらいを想定されているのか、ちょっとお聞きいただ
ければありがたいのですが。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 大体の事業を大きく分けまして2つございまして、一つは非営利事業、もう一つは区のほうでは紹介するということになりますと、これは法人税法上、・・・収益事業に該当するということで税務署のほうに申告をいたしてございます。もともと、そうしたセレクトショップの運営ということにつきましては、御案内のように熊野筆の情報発信拠点を整備するといったことが主な目的でございます。したがって、収益が仮に出た場合でございまして、その収益のある程度の部分は熊野筆の紹介に充てると、それから残りの部分については、収益的事業のほうから非営利事業のほうに毎年3,000万円から4,000万円ぐらいの負担金を支出いたしております。そういったこともございまして、収支のバランスがプラスマイナスゼロに近い状態で決算となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） なかなか私の能力では至らないところがあるのですが、しっかり理事会や評議委員会で議論いただきまして、この御時世でございます、しっかりもうけるところはもうけていただいて、熊野の発展のために尽くしていただければ幸いです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） 79ページにあります、法政大学との委託契約ですけれども、これは昨年業務提携というように形で作られたと思うのですが、委託料をここに組んでおられますが、どのようなものに委託をしてどのような成果が今日まであったのか聞きたいのですが。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 法政大学との連携事業でございますが、今年度遠隔事業という

ことで住民の方を対象といたしまして4回シリーズで、インターネットでつないで法政大学と熊野町の役場をつないで講義を行ったものでございます。1回あたり平均20名から30名の方に御参加いただきました。来年度につきましては、これは法政大学、大学全体ではなくて、先生を紹介していただくという形になりますので、一研究室との委託契約になろうかと思いますが、そことの契約によりまして、中心といたしましては、商工会の活性化というのを目標におきまして、商工会の青年部の方たちにいろいろな研修を企画していただいて、そこへ講師を充てるという形を考えております。その中で住民の方が参加できる部分があれば、それも広くやっていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） これ、商工会の青年部の方が東京まで行って研修を受けるということですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） こちらの状況も先生に見ていただくというものがありますので、こちらにお越しただいて講義なりいろいろな交流なりをいただくという形を今想定しております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（佛圓） そのために1,200万円も必要なのですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 法政大学の関連で申します。済みません、予算でいいますと、これが73ページをお願いします。73ページの地域振興事業の中の委託料ということで、この委託料につきましては、これは下の定住交流促進事業等と合わせますと1,2

30万7,000円という委託料の総額があがっております。

交通輸送対策事業とあわせての1,230万7,000円ということで、法政大学自体に関しましては、数十万円というところで今検討しております。40万円と思っております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 歳入のことで、ちょっと聞きたいのですが、法人税を減額されてしまったよね、1,000何万円、今回補正で。その理由がわからなかったの、その理由が聞きたいことと、その1,000何万円、このたび補正でやらせているのに、また同じように8,000何万円組んでいらっしゃいます。そのあたり、理由、経過を聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 25年度の補正につきましては、当初、24年ぐらいから、なでしこ効果ということでかなり法人のほうの事業が順調な関係で、2,000万円ぐらいたばしてきたわけですけれども、実際に25年度年度末になりますと、陰りが見えてきたかということで25年度の収入として1,000万円ほど少なくなったというところがございます。26年度当初につきましては、まだそこまでの落ち込みというところもあるのですけれども、新規の事業者というのが管理するという情報もありまして、今のところ現状と同じぐらいの見込みになるのではないかとということで計上しております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 今の議会費の、今の町村、議長会の負担金が120何万円あるのです。それで町村会の負担金が60何万円です。そこら、どうなのですか、前からそんな。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 先ほども御説明いたしました、県町議会議長会負担金20万円ほど増額させていただいておりますのは、これは事務局長さんが交代されたということで、事務局長の処遇を見直しするということで20万円増額したというお話を聞いたところでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 町村会と町村会の負担金が65万円、町長会みたいなものです。それが65万円で、議長会が120何万円、倍半分だからどうかのうと思って聞いただけ。それは、その中身はわからないということですね。今度聞いてみなさい。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） こちらの予算のほうは先ほど課長のほうから説明させていただいたとおりなのですが、町村会の議長会のほうの内容というのが私も詳しいところは把握しておりませんので、また改めて十分調査させてもらって、また報告できるような形になればと思っておりますので。申しわけございません、きょうは御説明できないような状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 町長

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 町村会は組織が大きいので、財政力があることは確かでありまして、議長会のほうは大きな財政基盤を持たないという面があるのも事実でありまして、そういった意味から御理解いただければと、私が言うのもおかしいのか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 同じ9町じゃないの。市町村会。広島県の中で同じ9町じゃないの。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

○企画財政課長（宗條） お出かけ号の運行経費でございますが、24年度の決算額で申しますと、923万2,000円。25年度と26年度の当初予算につきましては、それぞれ同額で1,054万1,000円を計上させていただいているところでございます。

~~~~~○~~~~~  
○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~  
○委員（大瀬戸） はい、わかりました。

バス路線ですけれども、先日文書をいただきましたけれども、呉市への苗代経由の件、それから今の阿戸路線の件、それからこの広電損失補填金30万円というもの、それからバス利用促進事業補助金ですか、7万円ですけれど、このあたりをひっくるめて説明をもう一回お願いしたいです。

~~~~~○~~~~~  
○総務厚生分科会進行役（山吹） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~  
○企画財政課長（宗條） まず、広電バスが運行しております平原経由、呉駅前へ向かう路線でございますが、この件につきましては、先般お知らせをさせていただいたとおり、この4月から減便をされて9月末で運行を取りやめられるという情報をお聞きしております。この路線につきましては、丸1年間、補助金の支出が残っておりますので、26年度は77万2,000円ほど計上させていただいているところでございます。

そして、広電も損失補填金30万円でございますが、これは平成24年6月にお出かけ号を運行する前に広電バスの利用状況調査を広電のほうがされまして、お出かけ号運行を始めた後の実際の利用状況等に応じて利用者が減少した分だけ補填させていただくという、これは覚書を締結して、そのような支出をさせていただいているところでございます。

阿戸線につきましては、先ほども事業説明で御説明をさせていただきましたが、従来は全くの補助金がない、国・県の補助金のないバス路線でございました。といいますのは、当時の国・県の規定の中で10キロ以上の距離がある、バス路線について国・県の補助の対象となるということでございましたが、県は阿戸線が9.8キロということで、国・県の補助の該当ではなかったということで損失、赤字補填も従来から1,800万

円であるとか、1,700万円であるとか、そういった金額が出ておりました。これが、距離の制限がなくなりましたもので、9.8キロであっても国・県の補助金が交付されるということになりましたので、26年度は1,522万4,000円ほど補助金として計上させていただいているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） あらかたわかったのですが、前から思うのですが、何度か言いましたけれども、熊野町は電車も何もないところで、道路もだんだんよくなっているにしても、やっぱり車が運転できる人しか動けないというような状況があるまち、ハンデのあるまちと思っているのですけれども、だからこそ路線バスというのが非常に重要になると思うのですが。どうなのでしょう、ほかの例えばこの阿戸線とかということだけに限らず、全体的に広電、対広電ということになると思うのですけれども、広電に対してもう少し積極的と言いましょうか、強く出て、もちろん広電に逃げてもらっては困るという事情もあるのですが、やっぱり公共福祉という観点からこの広電さんにある程度強く言って利便性の向上を上げてもらうような、今以上にそういった動きなんかができないものかと思っているわけですが、特に手だてというものは今のところ、ないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 実は、平成19年に県の交通協議会というのがございまして、その席で広電さんは阿戸線を廃止するということを明言されたということがあり、それで町としては、それは困ったということで広電と交渉して損失補填をするということで、今があるわけです。だから議員さんがおっしゃるように、強く出たときに廃止といわれたら困るわけですから、あくまでも町としては損失補填をするというような立場で存続を願っていると、継続させていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） そのいきさつは伺ったことはあります。とはいえ、だからといって引っ込んでおいていいのかということです。協議を重ねているとは思いますが、さらにもっと具体的に突っ込んで協議ができないのかと思っています。呉市営が広電になってしまったので、ちょっとこの周辺は少し、言い方を変えれば独占企業のようになっていました。広電の言いなりにならざるを得ないという事情はあるかもしれませんが、そこはやっぱりある程度これから強気な交渉というのが必要じゃないかと思うのです。今までのとおり、やっぱり広電さんの言いなりになるのかどうか、私は強く出てもらったらいいと思うのですが、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 済みません、言いわけで申しわけないですが。正直申し上げて、この4、5年の話し合いの中で広電さんの本音は熊野営業所から外へはうちは受け持ちましょうと。極端な話です。町内は熊野町でやってくださいというのが本音でございます。公式には言いませんが、内々の話をする中で、例えばお出かけ号を運行するときもそういう話は出ました。熊野町がお出かけ号をやられるのなら、うちは営業所から広島方面、あるいはそれを受け持ち、町内は熊野町でやってくださいと、こういうスタンスでございますので、今2系統残すのがやっとでございます。この考え方は基本的には前の前の社長さんがそういう考え方でございました。お出かけ号はかなり反対された社長さんです。はっきり申し上げます。熊野町が導入したら、恐らくバス路線は切られた可能性があります。それを低姿勢で何とか認めてもらって、交代されたのでなくなったのですが、そういう基本的にはそういう姿勢を持っていますので、慎重に今後もやってまいります。やはり今2路線、便が悪いとかいろいろあるのですが、存続させるのが精いっぱい状態でございます。定着してまいりましたので、お出かけ号も定着してまいりましたので、今後は少しそういった利便性の向上ということ、これを広電に今の社長さん、一応物わりのいい方だと思いますので、もう2、3回はお会いしているので、そういったことも大瀬戸委員の言われることもごもっともなので、そういったことも働きかけていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） まず、81ページの収納事務事業なのですけれども、その他収入の120万3,000円の証明手数料と督促手数料の内訳を教えてください。あと、91ページの臨時統計調査事業なのですけれども、かなりたくさん事業がふえているということで予算計上もふえておりますけれども、25年度に計上されておりました住宅土地統計調査員報酬が計上されていない理由と全国消費実態調査、農林業センサス調査、経済センサス調査、商業統計調査という詳しい内容を御説明いただきたいのですが。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） まず、土地家屋実態調査、臨時統計調査でございます。こちらのほうにつきましては、25年度計上しておりますが、26年度で調査は終わりますので、これで終了ということになります。

それから、来年度予定しております調査でございますが、まずは全国消費実態調査というのは、これは抽出になるのですが、町内で国勢調査の各調査区よりちょっと狭いような調査区4カ所を選んで、その中から48世帯を選びまして、2世帯以上の世帯については2カ月、それから単身世帯については1カ月、家計簿のようなものをつけてもらって、その商品について調査を行うというものでございます。

農林業センサスにつきましては、これは農林業の実態調査を行うものでございます。これも5年に1回の調査でございます。

それからもう一つ、経済センサス基礎調査、それから商業統計調査ということですが、経済センサス調査につきましては、これも臨時的調査で、基礎調査につきましては、これは事業所の活動及び企業の活動状況、そういったものの基礎的な事項を調査するというものでございます。それにあわせて商業関係のほうの調査も行うと、そういった調査になっております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 納税証明等の件数ということですが、まず住民税関係でありますと、所得証明が825件、課税台帳証明が2,237件、納税証明が81件、非課税証明が43件、固定資産税につきましては、評価証明が329件、課税証明が179件、納税証明69件、資産税、公課証明、家屋証明のそれぞれ2件、31件、78件、軽自動車税の納税証明が17件、あとその他につきまして法人が9件、下水道が129件、その他のものが145件ということで全体で4,424件ございます。その内訳を住民税、固定資産税、収納のそれぞれに振り分けているわけですが、住民税関係が3,186件、固定資産税関係が938件、収納関係が300件ということで、4,424分の300で、歳入の見込み額140万円をかけた、充当額として9万5,000円という形で出しております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 済みません、聞き方が悪かったのかもしれないのですが、その他収入の120万3,000円の内訳が証明手数料と督促手数料になりますということをお先ほど言われたので、その金額を教えてください。

それと、先ほど経済センサス基礎調査ということなのですが、事業所に入って調べるということだったのですが、具体的にどのようなことを調べられるのですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 大変失礼いたしました。内訳としましては、証明手数料は50万3,000円、督促手数料が70万円と分けております

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 調査の方法につきましては、調査員がまず詳細を配布しまして

後ほど回収という形になります。それから、調査の内容ですが、基礎調査ということで事業所の名称、所在地、売り上げ、経営組織等についての調査になってまいります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 町内の事業所ということなんですけれども、これは筆に限らずということですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 筆の事業所に限らず、全体の事業所となります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 241ページ、給与費明細書のほうなのですが、ページ数が違うのですが、総務的なものだろうと思って聞きたいのですが、皆さんの給料云々言う気はさらさらないので、一体熊野町は正職員の方が何人おられて、そして臨時とかいろいろな方がいらっしゃるかと思うのですが、一体何人でこのまちを運営されているのかというのをまず聞かせていただきたいです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（岩田） 平成26年度の熊野町の職員は160名を予定しております。これは定員適正化計画と一緒に数字でございます。そのうち、一般会計にある職員が、この今言われました241ページの下にありますが、142名ということになってございます。したがって残りの人数は特会なりそういうところに組んであるということでございます。臨時職員については、全体で45名組んでおります。ただし、この中には選挙の事務でありましたりとか、プールの監視とかそういった・・・さも入っておられます。それから、嘱託職員も実は同じぐらい人数がいるのです。ただ、ここに書いてあります、今年度の626人という特別職の人数の中に消防団員157名とか議員さんとか自治会

連合会の方とかそういったようなものも全て入っていますので、こう大きな数字になっていますが、嘱託職員としては臨時と同じぐらいの数と認識していただいてもよいかと思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 160名と45名、約205名の方で動かされて、それプラスその時々
の短期の方がいらっやって、このまちが運営されていると。よく聞かれるんです、一
体熊野町は何人職員がいるのかということをよく言われて。何人と答えたらいいのかと
いうことがあったものですから。済みません、ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 先ほど、大瀬戸さんの質問があるときに思い出したのですが、皆さんに
も知っていただいおかないといけないことだと。

広電さん、町長さんは多分呉地の自治会長さんからお聞きになってらっしゃると思う
のですが、皇帝ハイツをつくるときに、わざわざ広電さんのルートをつくるときに、一
等地のところ、100坪余りあるのですか、ただで渡しております。地価何ぼぐらいす
るかですが、いい場所ですから、そういうものも今駐車場賃貸しされまして、賃収入が
入るように、そんな状況もあって、どこかの懐刃にいろいろ持ってらっしゃると思うの
ですが、そんな事情もあります。セブンイレブンの前の横の駐車場は無料の転回所でし
ょうし、随分利便性は広電にはされてらっしゃると思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 固定資産税を路線価で全部課税しているのですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 従来はその方式という形で、路線価では課税はしておりません。そ

の他方式です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（中原） 今一番高いところで、今何ぼぐらい。坪で。平米。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 確かではございませんけれども、大体広銀の前あたり、火ノ原です、あそこらへんが平米8万円ぐらいの単価ではないかと思われま

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） 一つ教えていただきたいのですが、広電の今の団地の駐車場があるじゃないですか、乗り継ぎの。あそこへバスに乗らない方も結構とめている、とめたい方がいっぱいだとめられないとか。話に聞くと県営住宅のほうの人があそこを駐車場にしてるのでないかというような話もあるのですが、そういった実態の調査というのは。

~~~~~○~~~~~。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 先日、社長にお伺いしてお話ししました。営業所のことですね。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 乗り継ぎ駐車場のことだと思います。実際に、以前にもそういう話もありまして、実態的なものも県と協力しながらということで調べたことがあるみたい

とではなく、県のほうで今やっただけだということがございまして、今後の問題点については検討していかなければいけない問題だと思っています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） 歳入に関してちょっと教えてもらいたいところがあるのですが、一つは地方交付税ですが、微増しているということなのですけれども、交付税がふえている理由というのはある程度はつきりわかっているのかどうかで、今後がある程度見込めるのかということが1点と、地方特例交付金の性格を教えてくださいなのですが。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 地方交付税が微増している要因ということでございますが、当初予算の積算においては県のほうが示した数値と町のほうで独自に積算したもので計算いたしております。ただ、この微増が確かにこういうことではないということではなくて、あくまでも今言いましたように積算した結果でございます。この地方交付税につきましては、以前消費税が増税されまして、消費税の一部、3割程度だったと思いますけれども、地方交付税の原資になってまいりますので、今後は地方交付税も増額するということになるかと思っております。ただ、御承知のとおり地方交付税は今総額が足りないということで、臨時財政対策債を発行いたしておりますので、この臨時財政対策債の発行の金額が減少してくると見ているところでございます。もちろん、行政需要が例えば消費税の増税に伴いまして町のほうも最終消費者として消費税を支払っていくというようなことにもなりますので、そこらあたりは今後費用のほうで積算費用の中に十分反映していただくものと考えております。

それと、地方特例交付金でございますが、これは所得税で控除し切れない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減少を補填するため、当分の間の措置として国のほうから交付されるものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

○委員（大瀬戸） 済みません、もう一回お願いします。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 宗條企画財政課長。

○企画財政課長（宗條） 住宅ローン控除、所得税で控除ということになっておりますが、制度の変更によりまして所得税で控除し切れない額が出た場合には、それは住民税から控除するという制度になっております。したがって、町の収入がその分減ってくるということで特例の交付金が出ているというものでございます。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 久保隅委員。

○委員（久保隅） 予算には直接関係しないかもわかりませんが、91ページの航空写真撮影委託、業務委託です、あれはどのような必要で、どのようなふうな目的をもって撮影をされたりするのですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

○税務課長（貞永） 航空写真撮影委託業務ということでありまして。これは固定資産税を決めるに当たって、土地等がどんな地目かとかいう形状とかいう形、建物が建ってるかとかいうような形のものを私どもが調査するわけですが、やっぱり何かの記録に残しておかなければ、後からなかなか、その時点がどのような形状であったかとかいうのがわからないということで、今のところ3年に1度程度上空から熊野町を撮影して、撮影したときの土地利用、建物があるかないかとかいうようなものを残しておくための航空写真を撮るための業務でございます。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 久保隅委員。

○委員（久保隅） 例えば、雑種内でどうもなかったところに対して納屋でも建てると

税をかけるというような、そういう悪い奴を。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 全くもってそのとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 暫時休憩いたします。

再開は3時15分です。

（休憩 14時55分）

（再開 15時15分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き総務厚生分科会を再開いたします。

民法委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（民法） 一つお聞きしたいのですが、前回の定例会でお願いしておりましたご当地ナンバーのプレートなのですが、どのように考えておられるのか、やる気があるのかないのかというか、住民の方からどうなったかというような声を聞きますので、その点知らせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 以前の議会のほうでも報告させていただいたとおり、ご当地ナンバーにつきましては、十分検討させていただきながら、これは一応導入に向けて調査をしていきたいという形で考えております。ただ、申しわけありません、26年度にはその予算は組んでおりません。十分26年度に実際にどの程度やるかということをも十分調査をいたしまして、どういう形でやったらいいだろうかということで研究させていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。



○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

ないようでしたら、続いて商工費、消防費、公債費、諸支出金、予備費について、説明をお願いします。

時光商工観光課長

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） それでは、商工費からご説明したいと思います。

150ページ、151ページをお願いします。150ページ、151ページでございませぬ。

6款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費の商工振興事業でございませぬ。

この事業は、熊野町商工会への助成を行うとともに、熊野町中小企業融資制度の運用による中小企業向け融資の円滑化を通じて、地域商工業の振興を図るもので、事業全体で1億3,584万3,000円、本年度より867万円、6.8%の増額となっております。

歳入欄の特定財源、国・庫支出金867万6,000円は、本年度採択されております緊急雇用対策基金事業補助金で、その他1億2,000万円は預託金元金収入です。

増額の主な要因は、本年度、住民参加型まちづくり施設整備事業補助金により整備していただきました熊野町観光案内所に係る熊野町地域資源活用事業の委託料の増によるものでございませぬ。

152ページ、153ページをお願いいたします。

商工振興費の主な事業費でございませぬが、熊野町商工会への補助金630万円、就業促進事業分30万円、熊野町地域資源活用事業委託料、町内4金融機関6支店への中小企業融資制度預託金、1億2,000万円となっております。

次の消費者啓発事業は、民生部の方から後ほどご説明いたします。

その次の筆産業振興事業でございませぬ。

この事業は、筆産業振興に係る支援を行うもので、事業全体で986万7,000円、本年度より722万5,000円、42.3%の減額となっております。

歳入欄の特定財源、その他は890万円で、内訳は、筆の里づくり基金繰入金740万7,000円と協働のまちづくり事業助成金150万円でございませぬ。

減額の主な要因は、熊野筆原材料確保調査事業と筆の日実行委員会補助金の減額によるものでございませぬ。

主な事業費は、筆組合への筆職人後継者育成事業の町補助金 2 1 9 万 6 , 0 0 0 円、筆の日実行委員会補助金 1 2 6 万円、筆まつり実行委員会補助金 4 8 5 万円でございます。

次に同じページ下段の 2 目、観光費の観光推進事業でございます。

この事業は、町の観光推進を行うもので、広域市町と連携した観光 P R やふでりんを活用した町の情報発信を行なってまいります。

事業全体で、1 , 0 7 0 万 3 , 0 0 0 円、本年度より 1 7 3 万 7 , 0 0 0 円、1 4 % の減額となっております。

歳入欄の特定財源その他は 3 0 万 3 , 0 0 0 円で、内訳は、臨時職員等社会保険料納付金 2 3 万 8 , 0 0 0 円と名刺台紙等の売上の観光推進諸収入 6 万 5 , 0 0 0 円でございます。

減額の主な要因でございますが、ふでりんの活動費の見直しによる減と観光 P R 推進事業の減額でございます。

1 5 4 ページ、1 5 5 ページをお願いいたします。

観光推進事業の主な事業費でございますが、臨時職員 1 名分の賃金 1 5 6 万 3 , 0 0 0 円、熊野筆パンフレット、観光ポスター等の印刷製本費、1 5 4 万 8 , 0 0 0 円、筆の里工房の国宝展の地域の芸術環境づくり事業補助金 5 0 0 万円でございます。

~~~~~〇~~~~~

〇総務部次長（岩田） 第 7 款、土木費につきましては、建設部からのご説明となります。

少し跳びまして、1 7 8 ページ、1 7 9 ページをお願いいたします。

第 8 款、消防費、常備消防運営事業についてご説明いたします。

この事業は、火災、災害時における町民の生命・財産を保護するため、常備消防事務を広島市に委託するための経費を計上するものでございます。

事業費全体につきましては、2 億 5 , 8 4 3 万 9 , 0 0 0 円、本年度より 8 8 5 万 1 , 0 0 0 円、3 . 3 % の減となっております。

歳入の特定財源、その他 1 4 2 万 9 , 0 0 0 円につきましては、行政財産目的外使用料 1 , 0 0 0 円、それと消防ヘリコプター運営助成金 1 4 2 万 8 , 0 0 0 円でございます。

減額の主な要因は、消防ヘリコプター負担金 1 1 9 万円の増額でございますが、広島市への委託料 1 , 0 0 5 万 1 , 0 0 0 円の減額によるものでございます。

続きまして、179ページ下段から181ページにかけては、第2目、非常備消防費、消防団運営事業についてでございます。

この事業は、熊野町消防団員の報酬、災害時の出動や災害を見据えた訓練実施に係る費用弁償、その他災害補償などへの負担金を計上するもので、事業費全体で、1,683万5,000円、本年度より238万2,000円、12.4%の減となっております。

歳入の特定財源、その他421万4,000円につきましては、消防団員退職報償金300万円、消防団員安全装備品整備等助成金121万4,000円でございます。

減額の要因でございますが、本年度に出場いたしました広島県小型ポンプ操法大会経費が、26年に不要となることによるものでございます。

続きまして、第3目、消防施設費、消防水利、機械器具維持管理事業についてご説明いたします。

この事業は、火災などの災害発生時に欠かすことのできない消防水利や災害対策用資機材の整備、維持管理に要する経費を計上しております。

事業費全体で836万9,000円、本年度より20万2,000円、2.4%の減となっております。減額の要因でございますが、消防積載車及び小型動力ポンプの購入につきまして、本年度落札額を参考に見直したことによるものでございます。

182ページ、183ページをお願いいたします。

第4目、水防費、災害予防及び応急対策事業でございます。

この事業は、豪雨・地震などの災害予防、被害の軽減及び応急避難対策などを目的に、食料や生活必需品の備蓄、行政防災無線の維持管理、広島県防災ヘリコプター負担金などの経費を計上するものでございます。

事業費全体で961万9,000円、本年度より160万1,000円、14.3%の減となっております。

歳入の特定財源でございますが、都市再生整備計画事業に係る交付金60万円と、当該一般財源部分へ充当される一般単独事業債、70万円、その他としまして、消防ヘリコプター運営助成金58万円を計上しております。

減額の要因でございますが、この事業においては、都市再生整備計画事業交付金を活用しました（仮称）防災コミュニティセンター、これは一定の駐車場が確保できる西公民館跡地の一部に、団地消防団機能と防災備蓄機能を併せ持った施設の実施設費用

の計上がございますが、この増額に加えまして、一方で町内40箇所にある防災行政無線と庁舎内基地局にある蓄電池交換事業、非常時でも別回線で通話ができる衛星携帯電話購入事業が、本年度をもって完了したことに伴い、全体では減額予算となったものがございます。

なお、ただ今、歳入、歳出の両方で申しました都市再生整備計画事業、いわゆる西公民館建て替えを含む団地地区まちづくり関連事業でございますが、この事業についてはそれぞれの事業目的に応じた科目での予算計上しておりますので、そこで、逐次、説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 次の9款、教育費は教育部から、10款、災害復旧費は建設部から、後ほどご説明させていただきますので、少しとびまして、234・235ページをお願いいたします。

下段、11款、公債費でございます。

1目、元金につきましては、平成23年度借入分までの町債に係る償還金でございますまして、5億8,856万7,000円、本年度より1,044万3,000円、1.8%の増となっております。増額の要因は、平成23年度に借入れました臨時財政対策債と第三小北校舎の改築などに伴う町債につきまして、元金償還の据え置き期間が終了し、償還が開始することによります。

次に、2目、利子につきましては、平成25年度借入分までの町債に係る償還金及び一時借入金に係る償還金でございますまして、8,376万1,000円、本年度より595万2,000円、6.6%の減となっております。減額の要因は、借入残高の利率が、近年の、より低金利なものに置き換わっていることによります。

236・237ページをお願いします。

12款、諸支出金、基金事業でございます。

この事業は、7つの基金財産の預金から配当される利子を、一般会計を通じて各基金に積立てるもので、186万6,000円、本年度より3万4,000円、1.9%の増を見込んでいます。

一般会計の最後になります、13款、予備費でございます。

予算編成時に予期しなかった予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、本年

度と同額の2,000万円を計上しております。総務部は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、説明がありました150ページから155ページの商工費、178ページから183ページの消防費、234ページからの交際費、諸支出金、予備費についての質問を行います。

質疑はありませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 151ページ、商工振興事業なのですが、熊野町地域資源活用事業として観光案内所をオープンされるということなのですが、この事業につきして、継続的事业なのかどうかということと、雇用形態をお聞きしたいのですが。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 熊野町地域資源活用事業でございますが、これは今年度、県のほうから緊急雇用対策基金事業の企業支援型というもので補助を受けたものでございます。企業支援ということで新たな事業展開、もしくは新たな企業の立ち上げ、そういったものに対する雇用に対する補助となっております、昨年からの募集をかけておりましたが、12月に応募がありましたのが今回の観光案内所ということで、この補助事業としては、この3月から来年2月までの1年間の補助ということになります。ただ、雇用、これは3名の雇用を今のところ予定をされておりますが、事業自体、観光案内所の経営自体は継続して行われる見込みがあるということで採択されたものでございます。ですから来年度以降は、それを運営される株式会社仿古堂さんのほうで、自分のところの収入で運営されていくという事業になっております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 155ページの商工費のところの一番最後になるのですが、地域の芸術環境づくりの事業補助金というのは、その内容を教えてください。事業の規模。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 地域の芸術環境づくり事業の補助金でございます。これは来年度、筆の里工房のほうで予定されています国宝展でございます。これにつきまして、今のところまだ申請中ということで歳入のほうは計上しておりませんが、宝くじの助成金を活用できるのではないかという見込みを持っております。結果はまだ出ておりませんので、どうなるかわかりませんが、一応それを当てて国宝展の企画展への財源にしたいと考えております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 国宝展と先ほども筆の里工房のところで話されていましたが、何の国宝なのですか。書道、工芸。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 万葉集。平安時代の書が中心でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） どこが所蔵。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 東京の国立博物館でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（大瀬戸） 銀座のT A Uですけれども、筆の部分はおおむねわかるのですが、それ以外全体的にどのような状況になっているのかというのを聞きたいのですが。

まして、例えば、昨年でありますと広銀さんなんかは結構伸びたのですが、今年度になりますともみじ銀行さんあたりが活発な動きを見せられて金額だけでいいますと、もみじ銀行さんだけでいえば1,700万円の配分の中で92%近い貸出率になっているというような状況でございます。ですから金融機関ごとでそういった動きというものもあると思いますので、このたび、各金融機関にもアンケートをとりまして、配分の見直し等も行っていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 今の国立博物館からこれほどのぐらいのお金で借りられるのですか。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

○総務部参事（石井） 公的なそういった美術館、博物館からの賃借につきましては、原則無料でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） こん包、輸送料、保険、その他の費用はどのぐらいですか。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

○総務部参事（石井） 集荷・回送ですとか場所によって相当に開きがございますが、現在想定いたしております今回の展覧会につきましては、約500万円程度のいわゆる美術こん包の郵送料、あるいは保険料、その他展示に関する費用が必要ではないかと想定いたしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（山野） 500万円で、これ9月20日から11月3日までということなんですけれども、一体どれだけの人数を集客されるのか、先ほど町民には無料で1日開放すると言った話があったのですが。

この仕組みがよくわからないので。強いて言えば、倒産してしまつたと、3分の1の500万円は戻って来ないのだというとか、そんな趣旨のものですか、何なのですか、この1億2,000万円て。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 議員、おっしゃるとおり、これは貸し付けの原資となるものでございます。1億2,000万円超から預託しまして、それをもとに今度は金融機関のほうでその3倍の額までを融資をしてくださいというもので、3分の1を町が見ることで融資しやすくする。そういうふうな形をとっております。ただ、倒産とかということもございますが、あくまでこれは金融機関での扱いになりますので、最終的に3月末には町のほうに一旦返していただいて、また4月から貸し付けということもございます。ただ、この中で貸し付けに当たりましては、業者によっては保証協会等の活用されたりということもあろうかと思えます。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） とりっぱぐれるわけではないと考えていいのですね。信用保証協会はまたとりっぱぐれることが多々あるわけですけども。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） そうです。原資のほうは少なくなることはないです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 藤本委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（藤本） 先ほど大瀬戸委員が言われたのですが、3億6,000万円までの満額まで借入れが行われていると言ったのですかね、どうだったですか、ごめんなさい。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 現在の状況といたしましては、その3億6,000万円のうち

の56%の貸し付けということだとどまっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 山野先生の関連になるのですが、先ほど工房の企画展示等で5,680という数字が出ております。今回の国宝展、500万円、これは単純に足すわけですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 先ほどの総務費の工房事業のほうで、筆の里工房の補助金、これは、こちらのほうでは人件費が含まれて5,000幾らという額でございまして、これが昨年であればそのうちの事業費の補助部分が1,500万円ございました。それが全体のものを踏まえますとその部分でまず200万円、今回不足するというのでそれを1,700万円に増額させていただいて、プラス国宝展がかなりお金がかかりますので、これにつきましては、宝くじの助成金を受けるということで考えておりますが、これはもし補助金がなくともこれは必要な額として思っておりますが、500万円、またプラスで、こちらのほうで計画しているということでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） それで、一般質問のときにも申しましたのですが、国宝となるとすごい雲の上の世界のものなのです。超一流という見方で感動もいいかと思うのですが。前回陽明展のときの反応はいかがでしたか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 1万6,000人余りを陽明文庫展のときに入館者数がございました。通常の本の展覧会といたしましては非常に多くの方々に興味を持っていただいて、入館いただいたのではないかと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 前は出前授業、小・中学生、高校は特に芸術類型があるのですが、そのあたりの基礎体力というか基礎勉強などはされたんでしたっけ、陽明文庫のときは。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 全部の小学校、中学校、それから高校ということが対象でございましたので、それを一度に生徒の皆さんにということは難しかったために教員の方々に何かの教育委員会の会合のときにお時間を頂戴いたしまして陽明文庫の概要について御説明申し上げました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） 20周年ということで、無料の日もあるようでございます。やはり、教養がある美術品、小さいころに見たという思い出程度でいいのか、やはりいろいろ熊野高校の芸術類型も力を持った子もおられるようでございます。ぜひ工房のほうも学芸員の方もおられるようでございます。出前授業、教育委員会と連携してお願いできないかと思うのですが。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 現在のところ実施をいたしておりますのは、展覧会の会場に向いていただいて、そこで中学校あるいは高校の美術に興味のある生徒さん、あるいは一般の学生さん、児童さん、生徒さんに実際にもものを見ていただきながら学芸員のほうが解説をしていくという形で、ワークショップ形式で展覧会によっては実施をいたしております。今回の国宝展につきましても、展示のストーリーにつきましても、高校生でも

理解いただけるような展示の工夫を検討中ですが、また学校とも連携を図りまして事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（荒瀧） ちょうど今、しまなみ博というのですか、瀬戸内海を素材にした広島県と愛媛県が連携されます。熊野町も職員からそちらのミスになられたと聞いております。実は万葉のこの流れというのは、書は万葉ですが、さまざまな部分でご因縁がある地区があります。安芸津のほうとか。そういう意味でも幅を広げていただきながら、さまざまなレベルの方が来ていただいて、前回を上回る方が来られるように努力をお願いしたいと思います。

これ、発案はどなたでございますか。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 20周年記念の展覧会等につきましては、工房の職員のほうで協議検討いたしまして交渉を進めて実施に向けた計画を立てております。

以上でございます。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 馬上委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（馬上） TAUですね、毛筆を出展されると思うのですが、これは伝統工芸士の方に限り出展しておられるのですね。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） これにつきましては、現在のところ伝統工芸士さんの毛筆だけを取り扱っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 馬上委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（馬上） 伝統工芸士さんの中で競争にはならないのですか、それで。

それともう1点、町内の昔から言います、名入れ、ブランド品のメーカーの店の人も出展したいのですがという希望はないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 伝統工芸士の方の筆につきましては筆事業協同組合のほうが扱ってらっしゃるものをお預かりして御紹介いたしております。

それから、出展に際しての、そのあたりの地元の事業者の方々への調整につきましては、店舗面積が狭い、それから出店をするときに商工会、それから筆事業協同組合の方皆集まっています出展の趣旨と店舗面積、取り扱いの出店のいわゆる筆の種類、そのあたりも御説明をして出展をいたしております。現在のところ、何点かうちのほうの筆をというお話も伺いますけれども、それについては商工会、あるいは筆事業協同組合を通して御意見をいただければとしたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○委員（沖田） 155ページ、観光推進事業の臨時職員の賃金なのですけれども、これが25年度の半分ぐらいになっているのですが、これは人数が減ったということなのですか。あと、この職員さんは何をされていらっしゃるのか教えていただきたいです。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 職員につきましては、ふでりんの中に入っている方で2名から見直しをしまして、1名ということにさせてもらっております。ただ、このふでりんにつきましては、貸し出しでありますとか業務部分の一部委託ということも考えておりまして、フェイスブック等のそういった情報発信、こういったことにも携わっていただくための臨時職員ということで考えております。

~~~~~○~~~~~



○総務部次長（岩田） 建物としては、2階は考えてございません。平家は平家です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹） では、以上で総務部についての説明を終わります。

暫時休憩いたします。

再開はあす12日、9時30分から行います。

（散会 15時54分）

平成26年 予算特別委員会 総務厚生分科会

(会議録 第2号)

1. 招集年月日 平成26年3月11日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成26年3月12日

~~~~~○~~~~~

4. 出席委員(14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良弘   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 14番 佛圓 大源  |
| 15番 南田 秀夫  | 16番 馬上 勝登  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員(2名)

| | |
|---------|-----------|
| 8番 渡 紘人 | 13番 尺田 公造 |
|---------|-----------|

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 三村 裕史 |
| 副町長    | 立花 隆藏 |
| 教育 長   | 林 保   |
| 総務部長   | 内田 充  |
| 民生部長   | 清代 政文 |
| 総務部次長  | 岩田 秀次 |
| 民生部次長  | 光本 一也 |
| 企画財政課長 | 宗條 勲  |
| 福祉課長   | 加島 朋代 |
| 住民課長   | 西村 隆雄 |

健康課長

隼田雅治

生活環境課長

沖田浩

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

立花一郎

~~~~~○~~~~~

8. 途中入場

委員 南田秀夫

8. 会議に付した事件

民生費

衛生費

商工費

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

介護保険特別会計

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き、総務厚生分科会を再開します。

それでは、総務費の一部と民生費について説明をお願いします。

沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） 平成26年度一般会計予算案の民生部門の説明をさせていただきます。

それでは、まず66・67ページをお開きください。66・67ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、5目、交通安全対策費、交通安全対策事業について、ご説明いたします。

この事業は、年4回の交通安全運動期間中に街頭啓発活動やシルバー交通教室の実施するなど、交通事故の防止・減少を図るための諸経費を計上しています。

事業費は、89万6,000円で、本年度より12万2,000円、15.8%の増

額となっています。増額の要因は、5月に交通安全推進に関するイベントを予定していることによるものでございます。

主な事業費は、街頭啓発活動で使用する幟旗の購入やイベントのチラシ制作費など需用費29万円、交通安全運動推進隊熊野支部への補助金37万円です。

次に6目、防犯対策費、防犯対策事業は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現のため、町民一人ひとりの防犯意識を高める啓発活動や自主防犯組織に対する支援、夜間の犯罪防止のための防犯灯の設置補助など、町内の犯罪件数の減少を目的とした経費を計上しています。

事業全体で、376万3,000円、本年度より21万2,000円、6%の増額となっています。増額の要因は、自主防犯組織などに配布する防犯活動グッズなどの消耗品購入経費の増額によるものです。

主な事業費は、各自治会が管理する防犯灯の設置、維持管理に対する助成と海田警察署管内防犯連合会負担金の343万1,000円です。

次の7目の諸費については83ページまでは、総務部により説明しております。

~~~~~  
○住民課長（西村） 少し飛びまして、84・85ページをお願いします。

4項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事業についてご説明いたします。

この事業には、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録原票の記載・登録・管理又は諸証明の交付事務のほか、旅券交付などの事務に係る諸経費を計上しております。

事業費は、2,794万2,000円、本年度より464万7,000円、19.9%の増となっております。

特定財源として、個人番号制度導入システム整備等補助金など、国・県支出金が864万8,000円と、諸証明の交付に伴う手数料収入など、その他収入を979万6,000円計上しております。

事業費が増額となりました主な要因は、社会保障・税番号制度に係る電算システム改修に要する臨時的経費が増加したことによります。

主な事業費は、臨時職員の賃金577万2,000円、機器保守及び電算システム改修に要する委託料1,182万2,000円、そして、電算機器・ソフトウェア等に係る使用料及び賃借料が721万2,000円でございます。

次の5項、選挙費以降の総務費は、総務部により説明しております。

~~~~~〇~~~~~

○民生部次長（光本） 恐れ入ります。94ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、社会福祉一般事務事業は民生委員や町民相談、原爆被爆者援護に関する事務などに要する経費を計上しております。

事業費887万1,000円で、本年度より9万9,000円、1.1%の増となっております。

特定財源として民生委員の権限委譲事務費など県補助金313万4,000円を計上しております。

増額の主な要因は、今年度改選により3名増員となった民生委員に委嘱している生活指導員報酬の増によるものです。

主な経費としては、生活指導員報酬518万4,000円、民生委員報償費280万6,000円などがございます。

次に、福祉団体補助事業は、町社会福祉協議会など社会福祉4団体に対する活動助成金を計上したものです。

事業費3,240万円、本年度より253万1,000円、8.5%の増となっております。増額の主な要因は、町社協が新規事業として取組む介護予防対策推進事業のほか、職員の昇給等に伴う人件費の増額によるものです。

主な経費としまして、社会福祉協議会に3,173万7,000円、民生委員児童委員協議会へ58万3,000円、その他に母子寡婦会、遺族会に補助金を計上しております。

~~~~~〇~~~~~

○健康課長（隼田） 96・97ページをお願いします。

97ページの上段、原爆被爆者健康管理・医療事業でございます。この事業は、被爆者援護法に基づく保健分野の援護対策といたしまして、年2回の健康診断、その記録の保存、結果に基づく健康相談等を行うもので、事業全体で14万1,000円、本年度より9,000円、6.0%の減額となっております。

県から移譲された事務ではありますが、健診業者との契約や支払いは、引き続き県が直接行っておりますので、主な事業費は、健康診断の案内に要する役務費の通信運搬費

13万2,000円です。

〇民生部次長（光本） 次に、住宅支援給付事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失または喪失のおそれのある者に対して生活保護基準額に基づく家賃給付の補助を行うものです。

事業費は65万円、本年度より88万9,000円、57.8%の減となっております。減額の主な要因は、住宅支援給付補助金について今年度実績を踏まえ減額したためです。

特定財源として県の住まい対策拡充等支援事業補助金64万8,000円を充当しております。

次に、都市再生整備事業は、新規事業として、神田地区・旧浄水場跡地を西部ふれあい広場として整備するもので、事業費217万9,000円、特定財源として都市再生整備計画事業交付金80万円、一般単独事業債100万円を計上しております。

主な経費としては、宅地造成測量及び実施設計業務に係る委託料を計上しております。

次に、99ページにかけて掲載の臨時福祉給付金支給事業は、平成26年4月からの消費税率8%への引上げに際し、所得の低い方への負担の影響に鑑み、国が行う暫定的・臨時的な措置として実施する給付金の支給です。

事業費7,052万8,000円、特定財源として国の臨時福祉給付金支給事業費補助金7,022万6,000円、臨時職員の社会保険料納付金30万2,000円を計上しております。

主な経費としては、住民税非課税者一人に1万円支給する給付金4,600万円、公的年金や児童扶養手当受給者に別途5,000円が追加支給される加算分1,150万円を計上しております。

〇福祉課長（加島） 続きまして、98・99ページ中段をお願いします。

2目、老人福祉費、老人ホーム等入所措置事業についてご説明いたします。

この事業は、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な、概ね65歳以上の高齢者の養護老人ホームへの入所委託に係る経費を計上しています。

事業費全体額 3, 225 万 6, 000 円、本年度より 35 万 6, 000 円、1.1%の増となっています。

歳入のその他収入 665 万円は、入所者からの費用徴収金です。

主な事業費は、入所委託者 13 人分の委託料です。

続きまして、敬老事業についてご説明いたします。

この事業は、80 歳以上の高齢者を対象とした敬老会の開催や、長寿祝金の支給に係る経費を計上しています。

事業全体額 497 万 5, 000 円、本年度より 4 万 2, 000 円、0.8%の減となっています。減額の要因は、長寿祝金の対象年齢の対象者数が減ったことによるものです。

主な事業費は、敬老会を開催するための実行委員会への補助金として 206 万 2, 000 円、80 歳に 5, 000 円、88 歳に 1 万円、100 歳に 5 万円を支給する長寿祝金の扶助費 272 万 5, 000 円です。

続きまして、100・101 ページをお願いします。

老人福祉一般事業についてご説明いたします。

この事業は、平成 10 年度整備の在宅介護支援センターの整備費補助金として、設置主体の社会福祉法人成城会が行なった借入金償還額の補助金と、老人クラブ連合会への補助金を計上しています。

事業費全体額 389 万 4, 000 円、本年度より 1 万 6, 000 円、0.4%の減となっております。減額の要因は、在宅介護支援センターの整備費補助金が減額となっていることによるものです。

歳入の県補助金、在宅福祉事業費補助金 63 万 7, 000 円は、老人クラブ活動事業に対する補助金です。

事業費は、在宅介護支援センターの整備費補助金 218 万 4, 000 円、老人クラブ連合会補助金 170 万円です。

続きまして、地域包括ケア推進事業についてご説明いたします。

この事業は、地域包括ケアの構築に資する事業として、本年度行っている地域資源マップの作成事業を引き続き行うもので、本年度は、6 月補正において予算を計上し事業を実施しております。

事業費全体額は、115 万 6, 000 円で、歳入の 86 万 7, 000 円は、補助率

3 / 4 の県補助金、地域包括ケア推進補助金です。

主な事業費は、ワーキング会議委員の報償費 10 万 4,000 円、マップ作成業務委託料です。

続きまして、100・101 ページ下段から 102・103 ページをお願いします。

3 目、障害者福祉費、障害者福祉一般事業についてご説明いたします。

この事業は、身体障害者手帳認定事務、障害者相談員設置事業及び福祉団体補助に係る経費を計上しています。

事業費全体額 263 万 9,000 円、本年度より 182 万円、222% 増となっています。

歳入の県委託金 80 万 7,000 円は、権限移譲により実施している身体障害者手帳認定事務や障害者相談員設置事業に対する県からの分権改革推進移譲事務交付金で、その他収入の 142 万円は地域福祉基金繰入金です。

増額の要因は、福祉作業所ハナミズキへの補助及び第 4 期障害福祉計画策定によるものです。

主な事業費は、障害者福祉計画策定委員などに対する報償費 35 万円、福祉作業所ハナミズキに対する補助金 142 万円です。

続いて、特別障害者手当等支給事業についてご説明いたします。

この事業は、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の 3 手当の認定及び支給と、特別児童扶養手当の認定に係る経費を計上しています。

事業費全体額 1,096 万 1,000 円、本年度より 8 万 5,000 円の減となっております。

歳入の 869 万 4,000 円の内訳は、特別障害者手当給付に対する補助率 3 / 4 の国庫負担金として、818 万 5,000 円、特別児童扶養手当認定事務に対する国庫事務費交付金 6 万 3,000 円と県委託金 44 万 6,000 円です。

減額の要因は、各手当での支給単価の減額によるものです。

主な事業費は、3 つの手当での支給費である扶助費 1,091 万 4,000 円です。

続いて、障害者総合支援事業についてご説明いたします。

102・103 ページから 104・105 ページをお願いいたします。

この事業は、障害者の社会活動や日常生活の支援及び介護者の介護負担の軽減を目的に、相談や障害者福祉サービス等の給付に係る経費を計上しています。

事業費全体で4億795万8,000円、本年度より3,794万3,000円、10.2%増となっています。

歳入の国県支出金2億7,924万7,000円の内訳は、障害者福祉サービス等に対する補助率1/2の国庫負担金1億7,904万9,000円、国庫補助金725万円8,000円と、補助率1/4の県費負担金8,952万4,000円、県費補助金341万6,000円です。

また、その他収入22万4,000円は、嘱託職員社会保険料納付金です。

増額の主な要因は、障害者福祉サービス利用者の増加、特に発達障害の診断を受けた障害児のサービス利用の増加などによるものです。

主な事業費は、障害者相談支援員報酬157万2,000円、機械器具使用料554万5,000円、また、障害者福祉サービス等の提供を行う扶助費総額3億8,921万5,000円です。

扶助費の主な内訳として、まず、障害者自立支援事業3億5,426万円ですが、これは、障害者総合支援法にのっとり実施するホームヘルパーの派遣や施設への通所及び入所、車椅子などの購入に係る経費です。

次の、自立支援医療事業384万円は、治療効果が確実なものと期待できる腎臓や心臓、肢体不自由などの身体障害者手帳保持者の医療費の一部を助成するというものです。

次の障害者地域生活支援事業3,105万7,000円ですが、障害者総合支援法にのっとり、地域の実情に応じて実施する日中一時支援や、ベッドや人工肛門などの造設者に対するストマ用具などの支給を行なう日常生活用具給付事業、また、町単独事業である重度障害者福祉タクシー利用助成及び腎臓障害者通院助成です。

~~~~~〇~~~~~

〇健康課長（隼田） 続いて、105ページの中段、地域リハビリテーション事業でございます。

この事業は、機能訓練と概ね18歳未満の障害児とその家族への支援の2事業で構成しており、障害者や障害児の心身機能や社会活動の維持向上、家族等への心理的支援などを目的とするもので、事業全体で74万4,000円、本年度より15万8,000円、17.5%の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、車両の車検費用の減額です。

当該事業にかかる歳入は、機能訓練事業に対する県補助金 37 万円、事業参加費 10 万 8,000 円などとなっております。

主な事業費は、送迎車両の燃料費や自動車損害保険料などの維持管理経費 19 万 1,000 円となっております。

続きまして 106 ページ、4 目、人権推進費については、教育部の予算となりますので、後ほど教育部より説明があります。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 続きまして、106・107 ページの一番下の段から 108・109 ページにかけて、5 目、国民年金費、熊野町国民年金事業についてご説明いたします。

この事業には、国民年金の資格関係届出や保険料免除申請の受理・審査など、国からの法定受託事務に係る諸経費を計上しております。

事業費は、431 万 8,000 円、本年度より 142 万 6,000 円、49.3% の増となっております。

特定財源として、国民年金にかかる国庫委託金など、国・県支出金が 409 万 2,000 円、その他収入として臨時職員社会保険料納付金、22 万 6,000 円を計上しており、事業費の全額を特定財源で賄っております。

事業費が増額となった主な要因は、電算システム改修など、臨時的な経費が増となったことによります。

主な事業費は、臨時職員の賃金 151 万 3,000 円、電算システムの改修及び保守に要する委託料●●●万●, ●●●円、同じく電算機器・システムに係る使用料及び賃借料の 54 万円です。

続きまして、108・109 ページの下段のところでございますが、6 目、国民健康保険費、熊野町国民健康保険事業についてご説明いたします。

この事業には、国民健康保険事業の事務執行体制を設けるための諸経費と特別会計への繰出金を計上しています。

事業費は、1 億 7,123 万 3,000 円、本年度より 311 万 5,000 円、1.8% 減となっております。

主な事業費は、レセプト点検を行う嘱託職員の報酬 346 万 6,000 円、職員手当等 122 万 3,000 円、嘱託・臨時職員の共済費 154 万 6,000 円、臨時職員

の賃金151万3,000円、そして、特別会計への繰出金が1億6,337万6,000円です。

繰出金につきましては、後ほど特別会計におきまして説明させていただきます。

続きまして、110・111ページでございます熊野町国民健康保険税事業は、国民健康保険税の賦課に係る時間外手当を計上しております。

事業費は、39万7,000円、本年度より2万5,000円、5.9%の減となっております。

~~~~~〇~~~~~

○民生部次長（光本） 続いて110ページ中段でございます。

7目、福祉医療費、福祉医療費公費負担事業は、乳幼児、ひとり親家庭等、重度心身障害者に対し、医療費の個人負担額を助成することにより、経済的負担の軽減及び疾病の早期発見、重症化の予防に努めるもので、事業費1億3,318万5,000円、本年度より152万7,000円、1.1%の減となっております。減額の主な要因は、今年度の給付実績から、重度心身障害者医療費が、341万4,000円、4.9%の増額となったものの、乳幼児医療費、一人親家庭等医療費を合わせて493万5,000円、8.9%減額と見込んだためでございます。

特定財源として、県の福祉医療費公費負担事業費補助金5,910万円を計上しております。

主な経費としましては、扶助費として乳幼児医療4,003万8,000円、ひとり親家庭等医療費1,055万5,000円、重度心身障害者医療費7,355万9,000円、児童の入院医療費100万円を計上しています。

~~~~~〇~~~~~

○福祉課長（加島） 続きまして、112・113ページをお願いいたします。

8目、介護保険費、介護保険一般事業についてご説明いたします。

この事業は、介護保険事業を適正に運営するための介護認定調査員の雇用、介護保険特別会計の事務執行及び介護保険特別会計の介護給付費の法定負担分の繰り出しに係る経費を計上しております。

また、平成26年度は、3年に1回見直しを行っている介護保険事業計画策定の年度であり、計画策定に必要な経費を計上しております。

事業費全体で、2億9,130万2,000円、本年度より697万9,000円、

2. 4パーセント増となっております。増額の要因は、第6期介護保険事業計画策定に係る経費の計上と、消費税増税に係る介護報酬が改定されたことによる介護給付費の増額に伴う介護保険特別会計への法定繰出金の増額によるものでございます。

歳入の国・県支出金は、社会福祉法人が実施する低所得者に対する利用者負担額減額助成に対する町の助成に対する県補助金などです。

また、その他収入64万2,000円は、嘱託職員社会保険料納付金です。

主な事業費は、2名の嘱託職員報酬427万5,000円、介護保険事業計画策定業務委託料、また、介護保険事業特別会計への繰り出し金2億8,042万円です。

~~~~~〇~~~~~

〇健康課長（隼田） 続きまして次のページをお願いします。114・115ページです。

115ページの上段、9目、地域健康センター費の地域健康センター等運営管理事業でございます。

この事業は、多世代交流を促進するとともに健康増進・介護予防などの普及啓発を推進するための地域拠点施設、中央地域健康センター、東部地域健康センター、西部地域健康センター及び中央ふれあい館の4施設の管理運営経費を計上するもので、事業全体で4,142万1,000円、本年度より219万5,000円、5.6%の増額となっております。

特定財源、その他343万7,000円は、中央地域健康センター等の行政財産目的的外使用料339万2,000円、地域健康センターの使用料3万6,000円等です。

増額の主な要因といたしましては、委託料●●●万●, ●●●円の増額で、設備・機械器具の保守点検、指定管理料の消費税増税などによります。

主な事業費は、設備・機械器具の保守点検、3施設の指定管理料などの委託料●, ●●●万●, ●●●円となっております。

~~~~~〇~~~~~

〇住民課長（西村） 続きまして、10目、後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業についてご説明いたします。

この事業には、後期高齢者医療特別会計の事務執行体制を設けるための諸経費と、特別会計への繰出金を計上しています。

事業費が増額となった要因は、特別会計への繰出金が増加したことによります。

主な事業費は、特別会計への繰出金3億205万円でございます。

繰出金につきましては、後ほど特別会計において説明をさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 続いて116ページ、117ページをお開きください。

2項、生活保護費、1目、生活保護総務費の生活保護一般事務事業ですが、生活保護に係る事務に要する経費を計上しています。

事業費は398万5,000円、本年度より239万6,000円、37.5%の減となっております。減額の主な要因は、就労能力のある被保護者の就労指導に一定のめどが立ったことにより、就労支援員を配置しないこととしたためです。

主な経費としては嘱託医報酬33万6,000円、生活保護電算システム利用負担金137万2,000円でございます。

次に2目、扶助費の生活保護費支給事業でございますが、116ページから119ページにかけて掲載しております。

生活保護受給者に対する扶助費で、事業費2億9,901万円、本年度より3,381万2,000円、10.2%の減となっております。減額の主な要因は、生活扶助費が274万8,000円、2.9%、医療扶助費が3,095万円、15.5%減額したことによるものです。

特定財源としまして国・県の生活保護費等負担金合わせて、2億3,227万9,000円、負担割合として国が3/4、町が1/4分となっております。町負担の財源は特別交付税で措置されています。

1月末現在の認定者は136世帯、190人、認定率は0.79%となっております。

また、扶助費の内訳としましては、医療扶助費が56%、次いで、生活扶助費が31%となっております。

続きまして、118ページ、119ページの中段でございます。

3項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の児童関係諸手当支給事務事業は、児童手当、児童扶養手当の認定及び支給事務に要する経費を計上しております。

事業費は、531万6,000円、本年度より100万2,000円、23.2%の増となっております。増額の主な要因は、個人番号制度導入に伴うシステム改修委託料の増額によるものです。

特定財源として、国の個人番号制度導入システム整備等補助金62万7,000円

を計上しております。

主な経費としては、電算処理業務委託料、機械器具使用料 2 1 1 万円でございます。

次に、1 2 1 ページにかけて掲載しております。保育所運営一般事務事業は、保育所入所申請、保育料収納、保育所の入所委託等に係る事務経費を計上しております。

事業費は 3 4 5 万 5, 0 0 0 円、本年度より 1 9 2 万 5, 0 0 0 円の増となっております。増額の主な要因は、くまの・みらい保育所のテラス柵の改修工事費の計上によるものがございます。

特定財源としまして、県の安心こども基金補助金 7 万 2, 0 0 0 円を活用して、保育の質向上のための研修会の開催を計画しております。

主な経費としましては、くまのみらい保育園の維持修繕工事費のほか、電算処理業務委託料、機械器具使用料 3 7 万 8, 0 0 0 円でございます

1 2 1 ページをお開きください。

次に、母子家庭等自立支援事業は、母子家庭の母や家庭の人間関係の悩みを抱える家庭の相談等に応じ、その支援に必要な情報提供や指導を行うもので、事業費は、6 5 6 万 1, 0 0 0 円、本年度より 1 7 2 万 3, 0 0 0 円、2 0. 8 %の減となっております。減額の主な要因は、母子家庭の母親などが、看護師や介護福祉士などの資格取得を目指すため専門学校等に就学する場合、最高で月額 1 0 万円を支給する自立支援給付金の申込者が少なくなっていることによるものでございます。

特定財源として、国の母子家庭等対策総合支援事業補助金 2 8 9 万 7, 0 0 0 円、県の安心こども基金 4 万円、その他として、嘱託員の社会保険料 3 0 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

主な経費としては、母子自立支援員報酬 1 9 8 万円、母子家庭自立支援給付金 3 8 6 万 3, 0 0 0 円でございます。

次に、1 2 1 ページの下段から 1 2 3 ページにかけて掲載をしております、次世代育成支援対策事業でございますが、平成 2 7 年度から開始予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備、子育て支援センターの運営経費を計上しているもので、事業費は、2, 2 3 0 万 5, 0 0 0 円、本年度より 1, 1 0 2 万 9, 0 0 0 円、9 7. 8 %の増となっております。増額の主な要因は、子ども・子育て支援新制度の準備に係る経費の増によるものでございます。

特定財源としまして、県の安心こども基金 1, 3 7 5 万円を計上しております。

主な経費としては、子ども子育て支援新制度に係る電算システム構築及び事業計画策定業務委託料、子育て支援センターの運営委託金でございます。

123ページをお開きください。

次に、児童虐待等防止ネットワーク事業は、関係機関と協力連携しながら、児童虐待の発生予防、早期対応、再発防止などを図ろうとするものでございます。

事業費は、本年度とほぼ同額の38万2,000円。関係機関との連携、被虐待家庭等への訪問等に係る車両関係の経費を計上しております。

124・125ページをお開きください。

2目、児童措置費の児童手当支給事業は、中学校卒業までの児童を養育する家庭に手当を支給することにより、家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全育成を図るものでございます。

支給額は、3歳未満と小学生以下の第3子以降が1万5,000円、その他は1万円となり、事業費は本年度とほぼ同額の4億1,064万円を計上しております。

特定財源として国・県の負担金を合わせて、3億4,808万円を計上しております。

次に、児童扶養手当給付事業は、母子や父子家庭等に対して、生活の安定と自立促進を通じ、その児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給するもので、2月末現在、232人が受給しております。

事業費は、1億552万9,000円、本年度より685万1,000円、6.1%の減となっております。

特定財源として国の児童扶養手当給付費負担金3,517万6,000円を計上しております。

次に、児童福祉施設入所委託事業は、DV等による帰宅先の無い母子家庭の母と子の入所及び保護とともに、自立支援を図ろうというものでございます。

事業費は、829万1,000円、本年度より400万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、入所委託世帯が1世帯増え、2世帯になったことによるものでございます。

特定財源としまして、児童入所施設措置費等負担金、国・県を合わせて609万円を計上しております。

続いて、子育て世帯臨時特例給付金支給事業は、平成26年4月からの消費税率

8%への引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するなどの観点で、国が臨時的に実施する給付金の支給でございます。本年1月分の児童手当の受給者に対し、児童1人につき1万円を支給することとなっております。

事業費4,342万9,000円、特定財源として給付金及び給付に係る事務費全額が国庫負担となっております。

主な経費としては、給付金3,600万円、給付金の振込手数料として151万2,000円を計上しております。

次に、124ページの下から127ページにかけて掲載をしております3目、保育所費の保育所運営事業は、町内4つの保育所へ保育に欠ける乳幼児の入所等を行うことにより保護者の就労と子育てを支援し、乳幼児の健全育成を図るというものでございます。定員は450人で運営をしております。

事業費は、4億874万1,000円、本年度より1,861万7,000円、4.8%の増となっております。増額の主な要因は、発達障害児に対する保育士の加配措置、保育士の処遇改善に取り組む保育所への財政支援措置を新たに講ずることとしたためでございます。

特定財源としまして、国・県の保育所運営負担金、県の保育対策等促進事業費補助金を合わせて、1億1,976万2,000円、保育料である保護者負担金として9,878万7,000円を計上しております。

主な経費としましては、保育にかかる委託料3億8,245万9,000円、延長保育等の特別保育事業及び保育士等処遇改善等にかかる負担金及び補助金2,620万8,000円を計上しております。

126ページ、127ページをお開きください。

次に4目、児童福祉施設費の放課後児童健全育成事業は、昼間保護者が家にいない家庭の小学校低学年児童に適切な遊び及び生活の場を与えるため、児童クラブを運営するもので、定員265人で運営をしております。

事業費は、2,765万8,000円、本年度より216万3,000円、8.5%の増となっております。増額の主な要因は、発達障害をもつ利用児童の増加に伴う指導員の加配措置によるものでございます。

特定財源として、県の放課後児童健全育成事業費補助金1,309万1,000円、その他、保護者負担金783万1,000円を計上しております。

主な経費としましては、指導員報酬2,453万8,000円、消耗品や光熱水費などの需用費154万8,000円でございます。

以上で、民生課の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今説明がありました66ページの総務費の交通安全対策費、防犯対策費と、84ページの戸籍住民基本台帳費と、94ページから129ページの民生費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○沖田委員 127ページ、保育所運営事業費なんですけれども、町長の施政方針にもありましたが、発達障害児に対する保育士の加配措置のためということだったんですけれども、保育士さんを1人ふやすという考え方なのか、それとも発達障害に関する研修をきちんとされた方を加配されるということなのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 発達障害児の保育士の加配措置のことなんですけれども、今現在、今年度ベースで四つの保育園に15名の発達障害を持っておられるであろうという児童がおられます。かなり負担もあるということで、基本的には保育所の中での保育士の補強ということで考えております。

現時点では、発達障害児2名につき、国の基準額に基づいた補助の加配をしようということで考えております。障害の程度によりまして、それぞれが状況も違いますし負担も違うということで、それは保育所のほうと協議をしながら、加配の支援をしていこうというように考えておりますが、基本的には研修とは切り離して、保育士の補強ということで考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員。

〇沖田委員 保育所が四つあるんですけども、四つの保育所に1人ずつという意味ですか。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 基本的には、保育所に2人以上おられれば、1人ずつ補強ということ考えております。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田委員、いいですか。

中原委員

〇中原委員 原爆のことなんですが、原爆2世の定義を、原爆2世、今ごろようやるじゃないですか。原爆2世の定義をちょっと教えてください。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

〇民生部長（清代） 基本的には、原爆手帳を保持されている方の2世ということですから、子というふうに考えておりますが。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

〇中原委員 それはわかるねんけどさ、距離とか、今の広島市内で被爆したとか、原爆2世あるから、例えば原爆の人が原爆手帳もらうの後から熊野の碑となんか受けてないのに、受けてないいうたら言葉は悪いんよ。受けてない、直接受けてない。受けてないんだが、一日おくれて親族を探しに行ったとか、そういう人もみんな原爆手帳もろとってですよ、そういう人も2世の対象になるんか。例えば、広島市内で直接受けた人がおつてよね、その人が原爆2世になるんか、それどういうこと。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

○民生部長（清代） 申しわけありません。

手帳を持っていればというふうに判断をしてたんですが、ちょっと間違えたらいけないんで、ちょっと正確に調べさせていただきたいと思います。

申しわけございません。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○佛圓委員 この3月5日に国際大学と連携・協定、福祉のほうで協定されましたよね。

それは、まことに熊野町にとってはすばらしい、いいことだと思います。これに関連しての経費とかそこらはどのように今現在計画されているのか、予算化、この中ではちょっと具体的に見えないんですが、どうなんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 介護予防の部分については、介護特会のほうに謝金等若干組んでおります。健康増進の部分につきましては、現在、国際大学との連携という部分では、費用は出しておりません。

ただ、今後どういった事業をするのか、地域診断等も含めて、研修の結果等から見れる地域課題等を出していただくような協議をしていきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 佛圓委員。

~~~~~○~~~~~

○佛圓委員 じゃあ、今後経費かかるようだったら、補正あたりを組んでいってやっていこうということですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） まず、どの程度のボリュームになるんかというところになるんですが、地域診断等に係る部分については、現在、補正等は考えておりません。協議の中でやっていきたいというふうに思っております。

○民生部長（清代） 医療費の縮小という観点でいえば、まず、健康増進ということ、町の事業でいえば健康増進ということになるろうかと思えます。医療全体の仕組みについては、現在、入院から在宅医療というような地域医療ですね、国等は進めておりますが、在宅での支援という部分で、医師会ではそういう医師の研修制度等もやられておられるように聞いております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○荒瀧委員 すいません、答えにくい質問で申しわけないですけど、この間からちょうど震災3年目です。実は、震災地というのは、最先端の今医療・介護が行われておるような情報を私、感じております。なぜか言いますと、非常に連携力が高まっておるわけですよ。効率化に対して歯医者さん、お医者さんが診療しながら、この人、何かこっちのほう、歯を治したら元気になるで。そしたら、すぐに歯医者呼ばれて連携される。薬も重複しないように、500億円余っとるいうて、この間ラジオで、朝弁当を売っておりましたらニュース言いよりましたが。重複する薬も随分あるようですね、国内で。

だから、そういう熱心なお医者さんをどう育てるか、これは非常にあれなんです、やっぱり地域からの声を少し上げられる道を、上に。上にいうことはないんですが、やっぱりそういうのが地方自治の原点じゃ思うんですね、地方分権。このあたり、ぜひ参考にいただいて、本当に熊野の町内の方、優秀なお医者さんばかりおられるとは思いますが、そこの穴を埋めて、お医者さん、歯医者さん、薬剤師さん、できるだけ効率がええようなやり方を、こっちの視点で見てもらいたいと思います。いいです。こちらから、よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 123 ページに子ども・子育て会議、議員報酬というのがありますよね。次世代育成支援対策事業の中で、昨年度は次世代育成支援対策推進協議会委員会というのがあって、今回、子ども・子育て会議委員会というのがあるんですけど、この辺も何か子供相談員・母子相談員、それから民生の中には児童相談員というか、そういう名前が何かすごく重なっているのか、一本にできないのか、何かちょっとよく、何かつくれば

いいというような問題じゃないと思うんで、その辺の整理はどうされるんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 山野議員の今の御質問、子ども・子育て会議、これ123ページの上段にあります子ども・子育て会議の委員報酬、今年度計上しておりますが、12月議会におきまして、子ども・子育て会議の設置条例のほう、議決をいただきました。実際の子供を育てる子育て中の保護者、それと子育て事業、保育所・幼稚園等の事業に従事されておられる方、そのほか医師・歯科医師等の学識経験者等で構成をする子育て会議委員会でございます。今現在、19名の委員さんを委嘱しております。

実は、その前段でこれまで、今は現計画でございますが、山野委員が言われましたように、次世代育成の推進協議会、これが26年度末をもって事業計画が終了するものがございます。その事業計画の策定及び進捗状況の進行管理の協議・審議をお願いしている協議会、これが子ども・子育て会議の前段の協議会でございます。

それが、実は15名でございました。といいますのが、子供の保護者の方が、実は就学前の児童の保護者の代表の方1名と、就学後、小・中学校のPTA連合の会長さん1名ということで、その子供の保護者は実際に2名おられたんですが、それが子ども・子育て会議よりも実は少なかったということで、15名から19名にふやした内容でございます。

活動内容については、今申し上げました内容でございます。

それと、民生課内に配置をしております母子自立支援員でございますが、これは熊野町が福祉事務所を設置した平成21年度から法的な必置の相談員でございます。特に、母子家庭の方等の相談支援、自立に向けた相談支援から、特に児童扶養手当のほうの支給であるとか、あとは虐待等の相談も最近ふえておりますので、そういった母子家庭が中心なんですけども、最近は父子家庭の相談もふえておりますが、そういった全般の相談を受け、対応して支援をするという嘱託職員でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 これと、じゃあ教育委員会がやっている幼・保・小・中学校、あれのメンバーと今言った保育所の職員と就学前の、何かメンバーは似てるような気がするんですけど、内容は生活が基盤のほうかもしれない、教育とはちょっと違うかもしれないんですけど、それとの連携というのはどうなさっているのかなと思ったりするんですけども、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 教育委員会のほうで福祉・医療ほうの連携、やっておられます。これは、現場といいますか、教員と保育士が中心に連携を図られておるということで、現在、学校のほうで授業を見たりとか、今度、幼稚園のほうに訪問されて、姿勢のじゃないですけど、幼稚園から小学校上がるまでどういうことが必要なかねというのをお互いに気づこうというような形で運営されております。

こちらについては、子育て全般に対する計画書、今、幼稚園・保育所のニーズ調査も含めての支援であったり、子供の就学前が中心になるかと思いますが、そういった施策について協議し、進行管理をしていくという形になります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 じゃあ、この政策をつくるのに何年間かの予定をされているんですか。期間を決めてらっしゃる。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 子ども・子育て会議の委員の委嘱につきましては3年でございますが、基本的には事業計画が5年計画でございます。平成27年度からの5年間の計画をとということで計画期間になっておりますので、この間の事業計画策定及び進行管理、進捗状況の評価等を行うようなことを考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。

~~~~~○~~~~~

○中原委員 児童クラブの件なんですけど、127ページ、18人の指導員がおられますよね。この人選はどうされるんですか。なりたい人がおったら、ぱっとなれるわけか、女の人ばかりだう思うんですがね。女の人ばかりでええんかどうかというのは、ちょっとわからんので、それについて。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 児童クラブの指導員の人選という御質問ですが、今、四つの小学校にそれぞれ今、一つの学校に二つの組といいますかクラスを設置しております。基本的には、ここに書いてありますように七つのクラスに。実は、第二小学校が人数が少ないですから一クラスで、合わせて七つのクラスに常勤で18名の指導員を設置しております。人選につきましては、基本的には特に教員の資格とかいうものを、あえて要件としては定めておりません。子育てに非常に情熱と理解がある方であれば、どなたでもいいというようにしておりますが、教員の資格等を持たれた方については優先をしてということしております。

といたしますが、現実にはなかなか、勤務時間が放課後から6時までということで、平日は、非常に勤務時間が短い、流動的などということで指導員の選任いうか確保には非常に苦労しておるような状況でございます。

以上でございます。

すいません、不足していました。

基本的には女性がほとんどなんですけども、今現在、第二小学校に男性1人を配置しております。それと、新年度からなんですけども、プラス3人の男性の指導員を今、内定をしております。といたしますのは、NPO法人の人材センターのほうに非常に元気で理解のある男性の方がおられるということで、人材センターさんの協力を得て、男性の確保には努めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 中原委員。



あと、予防といいましても特別なことをしていただくということではなくて、基本的には生活習慣の予防、運動を定期的にしますとか、あと規則正しい食生活、睡眠を十分とるとか、社会公序を持っていただくとか、そういうような認知症予防にいいと言われるようなことを御本人さんと一緒に。教室になるか、ちょっとお一人一人の訪問になるか、ちょっとまだ来年度、これも国際大学の今の連携協定の中で、どういうやり方をしたらいいかということも国際大学と御相談いただきながら事業のほうを進めて、できる限り認知症になっていただかないような予防の段階で早期に発見、早期に予防するという事業を今後は推し進めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~

○民法委員 それは、今までやってないというか、これから検討していくいうか、認知症にならないための予防いうか指導、今回から始めるということです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 特段、今まで全くしていなというわけではございませんでした。ただ、啓発的なものと、あと健康課で行っております介護予防事業、当時は行っておりましたが、認知症予防というのを前面に出しまして行う事業は、今年度から行うということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○大瀬戸委員 ほかの方と類似した質問になるかもしれませんが、95ページの生活指導員というのがあります。これの具体的にどんな仕事をするのか、それで、どんな人がやっているのか、資格のようなものが必要なのか、そのあたりちょっと聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 95 ページの上段にあります、報酬のところに生活指導員報酬 48 人と記載をしております。これ、実は本町の民生委員、今現在 47 人、1 人欠員がおられるので 47 人ですけども、47 人の民生委員の委嘱をしておりますことで、本町としましては、民生委員さんに地域の住民の方のいろいろな相談窓口ということでお願いをしております。いろんな悩み事の相談とか、あと介護・障害等々のサービスの問い合わせ等、町へつないでいただく、地域の心強い相談窓口として役割を担っております。以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○大瀬戸委員 民生委員の別名が生活指導というふうに思っていますね。

民生部門に限らないんですけども、やっぱり結構こういったような指導員さんとか、何とか委員さんとか、先ほども出ましたけれども、繰り返すようですが、似たような、そうはいっても専門が違うんですが、そういったようなものがかかり見受けられるの、特に民生部門には見受けられるような気がするんです。

特に、民生部門は予算配分的にもかなり断トツに大きな固まりのある部門です。いろいろ複雑なことがあるのはわかるんですけど、もう少し専門性を高めて、同じ人が兼務していもいいんじゃないかというような気もするんです。

それで、中、整備をして、もう少し一人がかけ持ちをするというよりも、ちょっと言い方がいい言い方が浮かぶんですけど、何でもある程度いろんなことをやってもらうと。そうやって絶対数を減らすことで、役場との風通しもよくなるだろうし、横のつながり、連携もよくなるだろうし、また、ほかの部門との連携もよくなるんじゃないか。先ほどの山野さんの意見も多分そんな意味もあったんだと思うんですけど、そういうのを検討してもいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務厚生分科会進行役（山吹） 町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 確かに、いろんな相談員があるのは事実でございます。今、最初に御質問されたのは民生委員さん、これは本質的には国だけの手当てでは足りないというところ

ろがあります。いろんな面で町のほうで少し上乘せするために、いろいろステップの面もあります。

それから、相談員さんが多いというのは事実なのですが、山野さんの御指摘もあったんですが、やはり母子家庭の問題と、それから教育の問題、主には母子家庭というのはやっぱりいろんな教育を受ける前の家庭の問題、これが中心になります。

だから、教育のやり方を審議する幼保一体というのは、ここに相談員さんを兼ねさせてやらすというのは、少し無理があると思います。大瀬戸委員が言われたように、兼務するのはいいんですが、非常に法律が全体的に細かくなってます。だから、より専門性を持たせるということが、例えば学校教育でも同じ問題を抱える子供でも、発達障害とかいろんな障害にも原因があって、それぞれ対応しなければならない場面というのはたくさんあります、教育分野においても。

福祉分野においても、福祉とくくりませんが、障害者福祉、児童福祉、老人福祉、全てがございます。これを相談員さん一人が全部、児童福祉、老人福祉、障害者福祉、兼務をさせるというのは、ちょっと無理があるんじゃないかと考えております。やたらに相談員さんをふやす気はございませんが、そういった専門分野が、法律ができるたびにふえてくるということも御理解いただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○大瀬戸委員 そうですね。余り極端にぎゅっとせえということではなくて、少し整理したらどうかなというふうに思うんですよ。

それで、それと同時にやっぱりいろんなそういう指導員さんのグループが、あれ指導員、これ指導員というのがあった場合、職員の仕事もふえると思うんですよ、煩雑になるような気がして、もう少し整理できるんじゃないかなというふうな気がしたので言いました。

少し、内部で検討してもらったらいいかなと思いますので、よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 125 ページの子育て世帯のこし消費税が上がるということで、子育て世帯に臨時特例金、給付金なんですけども3,600万円、1人1年間で1万円ですよ、1年間で1万円ね。それが3,600人いらっしゃるということか、予定しているということかなというのと、それからもう一つ、放課後児童の育成事業において、発達障害2名に対して1人補助員がつくということなんですけども、これは四つの保育所・保育園につくられるんですけど、じゃあ幼稚園のほうはどうなのかと。あそこは、私立だからいいんじゃないか、国はしないのか。保育園に行かないで幼稚園に行ってる子ども、ちょっと発達障害にあるような子供に対する支援というのは、どうするのかちょっとお聞きしたい。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 3点、今御質問があったかと思えます。125 ページの子育て世帯臨時特例給付金の支給事業の対象人数と年に1回なのかどうかという御質問。

基本的には、こしの1月に児童手当の支給を受けておられる方が対象になります。これは、1回限りです。消費税が8%にアップするということで、非常に子育て世帯の影響というか家庭的な影響があるということで、国の措置で1回限りということになっております。

それと、発達障害の児童クラブの。保育所ですか。ごめんなさい。保育所の加配についての発達障害の子供の。保育所には配置することにしておるんですけども、幼稚園のほうはまだ今の時点では、熊野町の事業ではないということで、基本的には財政支援等は今現在は考えておりません。

ただし、実際に幼稚園にそれぞれ発達児童のお子様がおられますということで、幼稚園のほうからいろいろな支援についての相談事はかなりありますので、熊野町の民生課のほうの母子の自立支援員、それと健康課の保健師のほうで随時対応して、支援はしております。

それと、実は幼稚園・保育所、児童クラブの現場で働いておられる方の研修会も、これは夜間、仕事が終わって役場のほうで夜間、県のほうの専門家のほうを講師に招いて研修会も行っておりますということで、財政的な支援は町の事業ではないので行っておりませんが、それ以外のことについては、いろいろな支援のほう実施をしておりますし、

今後も続けていくように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 先ほどの大瀬戸委員と同じように、民生部が町の財政の大方半分近くまで上がってきそうな感じがあるんですね。支援が非常に子供が少なくなっている分、大事に育てないといけないと、いろいろ手当てをやってくださって非常にいいんですけど、幼稚園が町の個人的支出のものだからいいというんで、幼稚園は非常に何か被害観というか、……というか、うちたちは、子供はやっぱり町の子供たちを預ってるんだから、町の子供に対するそういう差別と言っちゃないんですけど、手当ての仕方が違うというのは、非常に残念だというような感じを持ってらっしゃいます。

今さっき、幼稚園の方にも研修をされるというんですけども、今さっき言った子育て支援の方にもやっぱり幼稚園を入れていかないといけないだろうし、幼保、それから小学校・中学校、あの中にもやっぱり幼稚園も入れて、幼稚園の子供があれでも200人近くいらっしゃるんじゃないですかね、二つの幼稚園で。やっぱりその辺のことはどう考えられるんでしょう。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） まさに今、山野委員御指摘のとおりでございます。そういうことを含めまして、現在27年度から実施される子ども・子育て新システムということで計画されております。

この中で幼稚園さんが、現在のように就園奨励費という国からの補助金があるんですが、そういうものを利用して、幼稚園で保育料を求められる形式で、今のままの幼稚園で残るのか、または今の保育所と同じように、国から給付という形で受けて、給付型の保育園という形になるかというところを今検討されております。

そういった中で、給付型を選ばれば、また今の子供1人当たりに対して委託料が何ぼというような形になってこようかと思えます、その金額について、現在、国において公定価格というふうに申しておりますが、それを幾らにするのかという議論もされてお

ります。そこらを見ながら、まずは幼稚園さん自身でどういう経営形態にされるかというところもあろうかと思えます。ちょうど今、そういう議論をされている最中ということで、また新たな方向性も出てくるんじゃないかというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 ごめんなさい、ちょっとよくわかんないですけど。学校法人だと、それは社会福祉法人でないと保育所にかわれないとかという、そういう何か縛りみたいなのがあったんですか。ちょっとよくわかんない。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） これまで幼稚園は、学校法人という形でないと幼稚園できないということです。これについては、ちょっと変わりはないんだろうと思うんですが、現在の幼稚園が0歳児からも含めて、保育をすることども園が、今の幼稚園の形態で3歳以上だけで幼稚園を運営される。その中で、また同じ幼稚園でも国からの給付という形で運営するのか、保護者からの入園料といいますか、保育料を集めてされるのかという、そういう選択を今からされるということでございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） まだ、たくさんの質問者がいらっしゃいますが、暫時休憩いたします。

再開は11時5分。

（休憩 10時49分）

（再開 11時04分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き総務厚生分科会を再開いたします。

清代民生部長の発言許します。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 先ほど、失礼しました。原爆の2世ということでございます。原爆2世には法的な定義がされておられません。今、御質問は、被爆者の2世の健診の件だと

いうふうに思います。両親のいずれかが原子爆弾の被爆者ということですから、手帳を持っておられる方ということになろうかと思えます。

それで、広島に被爆にあつては、昭和21年6月1日以降に生まれた方、長崎にあつては、21年6月4日以降に生まれた方が2世健診を受けられる。年に1回受診できるという形になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○荒瀧委員 ちょっと忘れかけておったんですが、大変ええっと仕事をしてもらってまして感謝をしております。

それで、私はちょっと変わった男ですから、役場の方をお願いするばかりではいけないのじゃないかなということをおもひまして、今、委員長さんは10人ほど仲人をされた言われた。町長さん、何人ぐらい仲人されました。やっぱり、そういう人間関係によって、孫が生まれる、子が生まれるということで、世話のつながりができるんです。過疎地なんかは、バック、まだ過疎地じゃないという意見がある。私はいずれなるとおもひますから、どうするかなんですけど。

あえて仲人、見合いをして、結婚し子供がふえていくという、その間、間を、生まれたことによってつながり、縁ができて、何かの問題にぶつかったときには、まず仲人さんに相談行こうじゃないかと。地域の世話役というのがどうしても要るんですね。そういう意味で、一般質問でも申しましたけど、例のシンクタンクですよ。昔でいう、熊野会議。仲人せないけん年ですが、私ら人徳がないでまだようしたことがないですが、このたび暮れ時に1人生まれましたから、3人ほど安佐南のほうから住んでくれますけど、農業もやりながら西条のほうの健康センターまで勤める男でございます。

そういう意味で、町長さん、ぜひ民生委員の方、自治会長の方にも声をかけていただいて、みんなで一生懸命仲人をしようじゃないかと。それで、いろいろな問題を、要は慈善要望です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 荒瀧委員、今度、一般質問でまた改めて出してください。

○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~  
○民法委員 昨年もちよつと同じことというか、同じことを聞くんですが、障害者の認定基準ですよ。あれをなぜ言うかということ、よく言われるのは、この人のほうの障害程度が軽いとか、私のほうがきついのになんでこの人が1級・2級とかいうようなあれをもらえるのかと言われてたりするんですが、それは、そこの病院の医者の診断書をもとに障害者の基準が決まるんですか。

~~~~~○~~~~~  
○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~  
○福祉課長（加島） 診断書は主治医の意見書ということなんですが、主治医の意見書だけではございません。先ほど言いましたように調査の内容ですね。この調査の内容は、体の状況、一人で歩けるか、座るのに介助が要るかどうか。あと、障害のほうであれば、精神なんかの状態的なものも全てチェックを行います。それに基づいて、まずそれで1次判定を出しまして、それと主治医の意見書。あと、調査のほうはチェックだけではなくて、チェックに伴って特記事項といいます。実際、ここにこういうふうにチェックしているけど、事実はこちらなんだよということを全部御本人、あるいは御家族の方、あとは入所されている方は入所の施設の職員が聞き取りをしたものを文書にしております。これの主治医の意見書、診断書。診断書といっても、診断名が書いてあるだけの診断書ではございません。事細かに意見書のほうはチェックをしていただくようになっております。

それと、今の調査を行ったものの1次判定の結果、それと調査員が文書で書いてる特記事項、全てを含めて審査会で審査をしていただきますので、体の状態だけではなくて、日常生活において介護がどの程度必要かどうかを含めた上での認定区分の結果となります。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○総務厚生分科会進行役（山吹） 民法委員。

~~~~~○~~~~~  
○民法委員 それは1回というか、1年に1回か毎年やるのか、2年。



現の違いというのは何ですかね。申しわけないんですが、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 95ページの生活指導員報酬は、先ほど大瀬戸委員のところで説明した内容です。下がって報償費の民生委員謝金、これは実は県の事務移譲を受けて、1人年間5万8,200円支給をされるものを町のほうから支給しておるものです。この趣旨なんですけども、実は民生委員さんは、国の厚生労働大臣が委嘱しておるんですけども、民生委員としての国からの謝金はゼロでございます。

ただ、民生委員が日々の活動の中でいろんな活動費、事務用品等々がかかる活動経費ということで5万8,200円、1人当たり支給するものをここに報償費として上げております。

それともう一つその下、各種協議会謝金についてですが、これは全く民生委員とは別の委員会でございます、一つは、福祉事務所運送運営協議会という会議でございます。これは、実は日常的に車椅子等で利用されておられる方で、普通のタクシーとかバスに乗れない方、いわゆる交通弱者がおられます。当然、町で運行しております、おでかけ号にも車椅子では乗れませんので、そういった方の交通手段として車椅子のままでも乗れる車、これは基本的には社会福祉協議会のほうで補助事業で行っておりますけども、そういった車椅子等の方の交通手段を確保するための利用者の選定、それと、適正な事業者。これは、社会福祉協議会と本町にはNPO法人の芸南たすけあいという事業者がおられますが、その事業者が適正な運営を行っておるかどうかというものを審査する会議の出席委員の謝金でございます。

それともう一つ、町の保健福祉推進協議会、これは町の民生部内の政策についてのいろんな御提言、審議、全般的なものをしていただくという委員さん、約9名おられますけども、その方の謝金を計上しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

沖田委員。

~~~~~○~~~~~

○沖田委員　　すいません、101ページの障害者福祉一般事業なんですけれども、熊野町地域自立支援協議会委員謝金というのが今年度計上されてるんですが、これすいません、今までの質問と重複するようですが、この協議会は何を具体的にされるのかということをお聞きしたいのと、次のページの福祉作業所はなみずき補助金、142万円計上されているんですが、これはその他収入の142万円を充てていると考えていいのでしょうか。

それと、将来的にこのはなみずきを継続していかれるのかどうか、今後もこのような補助金を計上していただけるのかどうかをお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹）　清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代）　熊野町地域自立支援協議会委員謝金ですが、これは障害者に対する計画の進行管理をする協議会の謝金でございます。民生部の中には、そのほかに高齢者の部会、それから健康、障害者、この三つの協議会を持っております。

それから、福祉作業所はなみずきへの支援ということですが、現在、非常に苦勞して運営しております中で、今は何の位置づけもない作業所になっておりますので、これをできましたら地域活動センター3型への移行をすれば、安定的なそういう作業所になれるということで、それを目指すために現在、赤字等で苦勞しておりますので、そういう障害者の方が来やすいように、要は、赤字の中でそういう方が来られても、なかなか賃金といいますか、そういうものを出しにくい状況がありますので、そういう方が来やすい状況をつくって、そういうセンターへ移行して安定的に図ろうということで、現在、3年をめどに移行できたらというふうに考えております。

財源ですが、福祉基金のほうから充てておりますので、そういうことです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹）　ないようでしたら、続いて衛生費と商工費の一部について、説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田）　4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の保健衛

生総務事業でございます。

130ページ、131ページにかけて記載されております。

この事業は、日曜日における在宅当番医制や、入院・手術など緊急を要する夜間救急に対応する病院群輪番制を維持するための経費、県や他の市町、大学や医師会などが連携し医師や診療科の偏在解消などの課題に取り組む広島県地域医療推進機構の運営に要する経費のほか、健康管理システムの電算処理業務委託料など、保健衛生諸施策の推進に必要な経費を計上するもので、事業全体で1,000万6,000円、本年度より642万6,000円、39.1%の減額となっております。

減額の主な要因といたしましては、育児休暇を取得していた職員に代わり臨時に雇用しておりました職員の賃金、社会保険料の減額でございます。

特定財源、国・県支出金、30万円は、自殺対策関連経費に対する県補助金です。

主な事業費は、在宅当番医制運営事業等委託などの委託料●●●万●, ●●●円、病院群輪番制の維持負担金320万8,000円、広島県地域医療推進機構運営負担金21万3,000円です。

続きまして130ページ、131ページ、2目、予防費の感染症対策事業でございます。

この事業は、乳幼児や高齢者に対して各種予防接種を行うことにより、感染症の発生やまん延の防止、感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症予防法に基づき結核検診を実施する経費を計上するもので、事業全体で6,477万2,000円、本年度より179万円、2.8%の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、平成26年度より定期予防接種化される見込みの水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンについて、その接種見込みの予算を計上したことによるものです。

主な事業費は、結核検診や予防接種等の委託料です。

続いて、同じく2目、予防費の生活習慣病予防対策事業でございます。

130ページ、131ページから132、133ページにかけて記載されております。

この事業は、住民健診、健診結果に基づく保健指導や健康相談、広く一般住民を対象とした健康教育等を実施し、がんを始めとする生活習慣病の予防や早期治療による重篤化の防止、保健指導や健康教育等を通じ健康増進に関する普及啓発を行い、個人の生活習慣の改善を支援する経費を計上するもので、事業全体で4,332万円、本年度より

249万1,000円、6.1%の増額となっております。増額の主な要因は、各種健診業務委託料230万8,000円の増額で、胃がん検診のデジタル撮影化及び消費税増額によります。

特定財源、国・県支出金、251万7,000円は、がん検診推進事業国庫補助金140万円、健康増進事業費県費補助金111万7,000円で、その他、216万7,000円は、広島県後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金161万2,000円、特定保健指導等受託収入44万6,000円などです。

主な事業費は、各種健診業務委託料●, ●●●万●, ●●●円、栄養士嘱託職員に対する報酬123万8,000円です。

次のページをお願いします。132ページ、133ページです。133ページの下段でございます。3目、母子保健費の母子保健事業でございます。

この事業は、母子健康手帳の交付や妊婦健診、乳幼児健診や育児相談、乳幼児家庭への訪問事業や母子の歯の健康づくり等を実施し、母性を育むとともに、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進にかかる経費を計上するもので、事業全体で2,012万5,000円、本年度より262万1,000円、11.5%の減額となっております。

減額の主な要因といたしましては、委託料●●●万●, ●●●円の減額で、妊婦健康診査にかかる業務委託料を実績に基づき見込んだことによります。

特定財源、国・県支出金、99万6,000円は、未熟児養育医療にかかる国庫及び県費補助金63万9,000円、乳児家庭全戸訪問事業などにかかる県補助金35万7,000円で、その他、34万8,000円は、未熟児養育医療にかかる本人負担金です。

主な事業費は、妊婦健康診査等の委託料●, ●●●万●, ●●●円、乳児健診などにかかる医師等出務手当てなどの報償費237万2,000円、未熟児養育医療費の扶助費120万円です。

~~~~~〇~~~~~

〇生活環境課長（沖田） 続きまして、4目、環境衛生費、環境衛生事業は、環境衛生活動を行う団体や住宅用太陽光発電システムの導入、浄化槽設置整備などに取組む住民への支援、また、火葬場使用料の一部を助成することによって、環境衛生上の危害発生防止や公衆衛生の向上、地球温暖化対策の推進に努めることを目的とした事業経費を計上しています。

事業全体で2,440万4,000円、本年度より189万8,000円、8.4%

の増額となっています。

特定財源として、国庫交付金281万8,000円、県補助金128万4,000円、県の受託事業収入144万5,000円を充てています。

増額の要因は、呉市の火葬場使用料改定に伴い葬祭費補助金の補助額を増額したことによるものです。

主な事業費は、環境衛生活動を行う団体、葬祭費、浄化槽設置整備、住宅用太陽光発電システム等普及促進事業の各補助金2,418万7,000円です。

なお、浄化槽設置整備補助金は23基分、住宅用太陽光発電システム補助金について1件当たり3万円で100件分の助成を予定しています。

次の狂犬病予防対策事業は、狂犬病の感染、発症を防ぐため、飼い犬の狂犬病予防注射の接種を促し、接種率向上を図るとともに、野犬からの狂犬病感染や人的被害防止に努め、安心して生活できる環境づくりに努めることを目的とした経費を計上しています。

事業全体で80万3,000円、本年度より62万5,000円、351%の増額となっています。

特定財源は、犬の登録等の手数料70万5,000円です。

136ページ、137ページをお開きください。

増額の要因は、庁内パソコンの更新に伴い、犬の登録管理システムを更新するためです。

主な事業費は、狂犬病集合注射案内の通信運搬費7万4,000円、登録管理システムの更新業務委託料です。

続いて5目、公害対策費、公害対策事業についてご説明致します。

この事業は、環境騒音等測定、大気簡易測定、河川水質調査を行い、大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭等の公害抑制及び防止に努め、快適な環境づくりを行うものの経費を計上しています。

事業全体で332万7,000円、本年度より42万1,000円、14.5%の増となっています。

特定財源と致しまして、騒音規制事務に係る県の事務委託金9万2,000円を充てております。

増額の要因は、公用車の車検費用計上と環境測定業務委託料の増額によるものです。

主な事業費は、環境測定等の業務委託料●●●万●，●●●円です。

それぞれの環境測定の数値は、環境騒音等測定が5箇所、大気簡易測定2箇所、河川水質調査は6箇所の調査を行うこととしております。

次に138・139ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、1目、清掃総務費、清掃事務事業は、循環型社会形成の推進に係る事務経費です。

事業全体で22万6,000円、本年度より3,000円、1.3%の減額となっています。

主な事業費は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬6万9,000円、職員の時間外手当14万7,000円です。

続きまして、2目、塵芥処理費、廃棄物収集運搬事業についてご説明致します。

この事業は、町内の家庭で発生するごみを適正に収集運搬する業務に必要な経費を計上しています。

事業全体で6,050万5,000円、本年度より192万5,000円、3.3%の増となっています。

特定財源は、廃棄物対策に係る県補助金177万2,000円、紙などの資源物の売却益など740万1,000円を充てています。

主な事業費は、収集運搬業務等の委託料5,864万5,000円、ごみボックスの取付等工事費80万円、資源回収団体補助金80万円です。

なお、収集運搬業務に関連するごみの分別は、本年度と同様の5種21分別となっています。

続きまして、廃棄物中間処理・最終処分事業は、熊野町から発生した一般廃棄物を業者委託によって適正に中間処理・最終処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。

事業全体で2億9,052万円、本年度と比べて888万8,000円、3.2%の増額となっています。

特定財源は、廃棄物対策に係る県支出金が116万3,000円、紙などの資源物売払い収入632万2,000円、容器包装リサイクル協会の拠出金80万円、一部事務組合の廃プラリサイクル補助金435万6,000円などです。

140・141ページをお開きください。

増額の要因は、労務単価の改定及び消費税増税に伴い委託料が増額したことによるものです。

主な事業費は、中間処理と最終処分のための委託料●, ●●●万●, ●●●円、安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金2億3,358万円です。

次に、環境センター事務所棟維持管理事業は、指定管理者に環境センターの施設及び設備の維持管理、搬入された一般廃棄物の一時保管、廃棄物処理手数料の徴収などの業務を委託することにより、住民サービスの向上、経費の節減、効果的かつ効率的な運営などの効果を期待するとともに、廃棄物を衛生的かつ適正に処理して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、循環型社会の構築を推進するものです。

なお、本事業は、平成23年度から5年間の債務負担行為を議決して頂いており、平成26年度は4年目となります。

事業全体で、1,430万円、本年度と比べて375万円、35.5%の増となっております。増額の要因は、消費税増税にともなう管理委託料の増額と事務所棟の外壁修繕工事費を計上したことによるものです。

特定財源は、廃棄物処分手数料の49万円を充てています。

次の3目、し尿処理費、し尿処理事業は、広島市と安芸郡4町が安芸地区衛生施設管理組合で、し尿及び浄化槽汚泥を共同で処理し、効率的な施設運営を図るものです。

事業全体で、3,260万4,000円、本年度より1,077万4,000円、49.4%の増となっています。増額の要因は、安芸地区衛生施設管理組合の管理棟と安芸衛生センターの耐震化診断の実施及び負担金の算定方法の見直しなどに伴い負担金が増額したためです。

事業費の内訳といたしましては、安芸地区衛生施設管理組合の負担金2,730万9,000円と次のページ、142・143ページの浄化槽減少化対策措置事業交付金529万5,000円です。

次の3項、上水道費、1目、上水道費、上水道会計繰出し金は、一般会計から企業会計へ繰り出す児童手当負担金62万円です。

次に少しページが飛びますが、152・153ページをお開きください。

6款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費で153ページ中段のやや上の消費者啓発事業をご説明致します。

この事業は、月曜日と水曜日に開設しております消費生活相談窓口において、消費

生活に関する苦情相談に対する助言や斡旋等を実施するとともに、広報・啓発活動を行うことにより、被害の未然防止に努め、住民が安全・安心して生活できる消費環境の推進を図るための経費を計上しています。

事業全体で121万2,000円、本年度より14万4,000円、13.5%の増となっています。増額の要因は、当町の消費生活相談員に広島県生活センターで実地研修を受講させるため、報酬を増額したことによるものです。

財源は、県の消費者行政に関する補助金62万9,000円を充てております。

主な事業費は、消費生活相談員の報酬116万3,000円です。

以上で、一般会計の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、128ページから143ページの衛生費と、153ページの消費者啓発事業について質疑を行います。

質疑はありませんか。

大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○大瀬戸委員 安芸衛管のことですけど、先ほど耐震工事とかという話があり、もう少し詳しく聞きたいのと、それから、近い将来にまた負担が変わったりふえたりするのかどうか、今後の見通しをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） 耐震化診断の件でございますけれども、これにつきましては、安芸地区衛生施設管理組合の管理棟、そしてし尿処理施設であります安芸衛生センター、これらが完成したのは昭和57年でございますけれども、これらの確認申請をとったのが耐震化基準になる以前の確認申請でございました。そういうことで、耐震化が必要だということで、このたび管理組合のほうで耐震化診断の予算を計上されておるということになっております。

そして、負担金が今後変わることはないんだろうかということですが、前回の全員協議会のほうで御報告いたしましたとおり、今現在、し尿処理にかかります負担金につきましては、維持管理経費についての負担部分については、均等割部分、そして処

理人口割部分で構成されております。均等割は、1市4町それぞれが1%ずつ、残りの95%については、処理人口で案分するという方法をとっておりまして、処理人口を算出するに当たって、各市町の総人口から下水道処理人口を引きます。

そして、さらにそこから、し尿の自家処理人口をさらに引くわけなんですけれども、し尿の自家処理人口、すなわち田畑等にふん尿をまかれる世帯のことなんですけれども、これについて実際にそういった実態が少なくなっているということと、自家処理人口の人数の算出根拠となっておりました農林業センサスという統計調査があるんですけれども、そちらのほうに農家総人口という人口が載っておりまして、それを差し引いておったわけなんですけれども、その記載が平成24年2月に発行されたものから総農家人口の記載がなくなったということもございまして、自家処理人口については5年間かけて控除するのを段階的にやめようではないかということになっておりますということで、平成26年度からあと4年間は、段階的にはありますが、熊野町の負担割合が少しずつふえてくるということにはなろうと思います。

平成30年度以降については、一定の負担割合で移行するというところに現在のところなっておる状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○大瀬戸委員 し尿に関しては、大変よくわかりました。

今、耐震化の調査をするんだと、その予算を組むんだという話ですけど、調査をして、じゃあ耐震工事をしましょうということでお金が要ると思うんですよ。そのときの負担割合というのがどうなるのかということと、それから、ボイラーのほうもかなり古かったんじゃないかと思われるんですが、そのあたりはどうなんですか。ボイラーじゃないな、焼却炉か。そのあたりどうですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） 実際に耐震診断を行った結果、実際にその後に耐震工事をするわけでございますけれども、耐震化工事の負担割合については、工事を実施する年度の

各市町の負担割合になろうかと思っております。

そして、もう一つの質問、ボイラー関係、恐らく安芸クリーンセンターのことだろうと思いますけれども、安芸クリーンセンターは平成14年12月に稼働、供用を開始いたしております。

そして、前段条件として、平成29年度まで使用するという、約15年ですね。いうことで稼働しておりましたけれども、やはりこういったごみ関係だけではなくして、建設関係についても同じなんです、長寿命化をしてその施設をなるべく、できる限り長く使うということで、今、長寿命化の計画を今年度末までに策定するということになっております。これに基づいて、来年度以降、実施設計、そして工事実施ということになりますけれども、これについても該当年度の負担割合で、これについては安芸郡4町ですが、負担するということになろうと思います。

ちなみに、ごみのほうの負担割合は、全て人口割となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 大瀬戸委員。

~~~~~○~~~~~

○大瀬戸委員 ということは、とっても近い将来、二、三年後に建物と焼却炉の延命工事の一定の負担料が必要になるということですね。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） 申しわけございません。財源について説明するのを忘れておりました。

し尿処理場と、そして管理棟の部分につきましては、毎年剰余金の2分の1以上を基金に積み立てております。いうことで、その中からできる限り安芸地区衛生施設管理組合の一般会計になるわけなんです、そちらのほうに基金から繰り入れを行うという話を聞いております。

ちなみに、今、基金のほうは1億5,000万円は超えておるんじゃないかと記憶しております。

以上です。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 南田委員。

〇南田委員 ちょっとお伺いするんですが、し尿問題は行政がやることになつとるんですが、ごみの焼却問題は行政は関係はないんですか。今までは、役どこの者が、自分らが自分とこの土地を出して、ごみで出すところを承諾もらいよつたんじゃ。今ごろはなかなか出してくれんけん、戻してくれるやに揉め事多いわけやの、今まで使いよつたもんでも。じゃが、義務づけられとるんなら町に場所をつくってもらえやええんです。義務がないもんなら、住民がそれぞれこさえてくれえて、ごみの収集場所ですよ。法律上、義務づけられとるんかどうか。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 清代民生部長。

〇民生部長（清代） ごみの焼却については、市町の事務ということで、今、安芸郡4町で肅々、管理組合のほうでやっております。

それから、ごみステーションのこと。

〇総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

〇生活環境課長（沖田） ごみステーションの御質問なんですけれども、町の責務としては、処理・処分については、一般廃棄物。家庭ごみについては、各市町のほうに最終的に処分するまで責務がございます。

ただ、収集するまで、ごみステーションに出していただく御家庭については、住民の方で場所等探していただくということに、熊野町の場合はしてございます。その中でこの、例えば道路上にステーションを置きたいという御要望があった場合は、生活環境課のほうで関連した管理部署と協議をさせていただいて、御回答しておるという状況でございます。

そういった公共施設に設置が難しい場所につきましては、地元の方で私有地なりなんなり用意していただくということになろうかと思えます。

以上です。


~~~~~○~~~~~

○南田委員　そして、今までの話し合い、これはやっぱり土地には所有権もある、税金も要るんじゃないけ、ほやけん、今までは町に頼まれりゃ私らも清掃しないようにごみも出して、これいつまでもきりがなしにどうどうすんじゃない困るんですよ、ほんまの話が。

ほやけ、それをはっきり法的にあるんか。仮に、ごみ捨てる時そこに捨てんさんなやいうて、うちのステーションが。これは町にやろう言うて、どこもしてるんですよ、仮にですよ。

それで、そこへつくらんならん義務が町にあるんかないんか。町にはないんで、いつもどこもが出しんさるごみだつて拾うてきて捨てさせているんじゃないが、出すのんだけは責任にならんじゃけ、出すんなら不正言われるんなら、それはそのようにするんですよ。するいうことない、今から……ようよう念を押して頼まなわからんけの。

それと、町の土地で道路に……なんかしたもんがある、これはただで出しよんさる。町の土地であったとこへ申し込みすりゃ、ああちよるとこなら貸してくれんさるんか、そのようなことを今まではだだだじゃったんですよ。出してくれんさいや、うちは邪魔になる、こっち寄せてください、うちになるような、ちいとはもめても持ってってやりよったんです。

これが、今からの時代はそういう時代じゃないんですよ。今言うように、畑で焼きよっても、そこでやっちゃあかんがな言うてからに、団地の人、言いさるんわの。そうすると自動的にごみ量が多いようになるんですよ。うちに貸すと貸さんとかいうんでなしに、法的に決めちよつてもらわな、町へ今度は出すときには、こういう場合には戻しますとかいうのは、使用契約ぐらいはしとってもらわな。木をもらいよるわけで、何かただでないんじゃけ。

ほんまのことを言えば、女の人もおんさるけにや。うちの土地だいうて持ってきんさるものは、掃除はうちら毎日するんじゃないがの。その分言うんじゃないよ。わかたもしてるんじゃけ。はっきり行政で、法的にはどうなっちゃうんだよ、出してもらうんだから、使用計画をつくってしまわにや。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹）　清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代）　ごみステーションの設置を今、町が責任持ってしなきゃいけないの

かどうなのかというところだろうと思います。

現在、町では確かに、南田委員おっしゃられるように、地元のほうで用地の確保等お願いしている状況がございます。

~~~~~○~~~~~

○南田委員 お願いじゃないんですよ。出さなこさしてくれならんのじゃけ、どうでもこうでも……。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 暫時休憩いたします。

再開は1時半といたします。

（休憩 1 1 時 5 7 分）

（再開 1 3 時 2 8 分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き総務厚生委員会を再開します。

国民健康保険事業特別会計について、説明をお願いします。

西村住民課長

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 国民健康保険事業特別会計について説明いたします。

冊子のちょうど中ほどに、薄い緑色の仕切り紙がございますが、そこからは国民健康保険事業特別会計の予算案となっております。

国民健康保険では、疾病、負傷、出産及び死亡という4つの保険事故に対して保険給付を行うとともに、特定健康診査など医療費適正化のための取組を行っております。

自営業者や農業従事者を主な被保険者として発足しましたが、現在では60歳以上が6割以上を占めており、制度構造上厳しい財政状況にあります。

こうした状況の中、国保を含む医療制度全体の在り方については、国が設置した社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえたプログラム法案が昨年末に成立しまして、平成29年度を目途として、国保運営の都道府県化をはじめとする重要な医療保険制度改革が実施されることになりました。これから、国と地方において、国保制度の構造的な問題の解決や、県と市町村の役割分担などが議論されることになっております。

本町の被保険者の状況ですが、本年度の月平均の被保険者数は、7,084人で、減少傾向にあります。

それでは、予算案のうち、主だった内容について説明申し上げます。

まず歳入から、14・15ページをお願いします。

1 款の国民健康保険税は、現年課税分と滞納繰越分を計上しておりまして、その総額は16ページの上段にございますように、5億9,135万8,000円となっております。本年度より2,073万円、3.4%の減となっております。

款・項・目の目ですが、一般被保険者と退職被保険者等とに区分しております。この退職被保険者等とは、厚生年金などを受給している65歳未満の方とその扶養家族を指します。医療費の一部が現役時に加入していた健康保険からの拠出金で賄われることから、経理上、一般被保険者と退職被保険者等に分けて予算計上するもので、歳入、歳出とも、随所にこの表現がございます。

16・17ページの中段、3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の療養給付費等負担金は、一般被保険者の医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金の納付に要する費用等に対し、国が32%の定率で負担するもので、4億2,945万6,000円。高額医療費共同事業負担金は、高額な医療費を県単位で費用調整する仕組みへの拠出金に対し、国が1/4を負担するもので、1,986万9,000円。

特定健康診査等負担金は、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用の基準額に対し、国が1/3を負担するもので、385万3,000円を見込んでおり、国庫負担金の総額は、4億5,317万8,000円。本年度より7,355万3,000円、19.4%の増となっております。

次の2 項、国庫補助金の財政調整交付金は、先ほどの定率負担金のみでは解消できない市町村間の財政不均衡の是正を図る目的で交付金されるものでして、1億4,348万9,000円。本年度より2,640万2,000円、22.5%の増となっております。

18・19ページをお願いします。

4 款、療養給付費等交付金は、先ほど申しました、退職被保険者等の医療費に対し、旧来加入していた職域保険からの拠出金を原資とする交付金で、退職被保険者等にかかる医療費の減から、1億9,122万3,000円。本年度より1,841万5,000円、8.8%の減となっております。

次の5 款、前期高齢者交付金ですが、国保には疾病リスクが高い高齢者が多く、現役世代が加入する職域保険との間で生じる財政的な不均衡を調整するために、職域保険

からの拠出金を原資として、交付されるもので、12億8,670万円。本年度より1億8,392万4,000円、12.5%の減となっております。

この交付金が大きく減少した要因としましては、前々年度の交付金額の確定による精算の影響によるもので、25年度では約1億4,000万円の追加交付があったのに対しまして、26年度は約3,000万円の返納が生じたことによるものです。

また、この交付金の減額が、国庫支出金や県支出金などが増額となる主な要因となっております。

次の6款、県支出金、1項、県負担金については、国庫負担金と同額を見込み、高額医療費共同事業負担金は1,986万9,000円。特定健康診査負担金は385万3,000円。県負担金の総額は、2,372万2,000円。本年度より44万8,000円、1.9%の減となっております。

次の2項、県補助金の財政調整交付金は、国の財政調整交付金と同じ趣旨で交付されるもので、1億3,124万6,000円。本年度より4,136万7,000円、46.0%の増となっております。

20・21ページをお願いします。

7款、共同事業交付金の1項、高額医療費共同事業交付金、2項、保険財政安定化事業交付金は、いずれも高額な医療費を県単位で費用調整する仕組みにより交付されるもので、各市町の拠出金を原資に国保連合会から医療費の59%の額が交付されます。総額で3億2,102万2,000円。本年度より5,824万9,000円、22.2%の増となっております。

下段の9款、繰入金、1項、他会計繰入金の一般会計繰入金ですが、一般会計が収入する国庫負担金や地方交付税を特別会計に財源移転するいわゆる法定繰入れが、説明欄に記載しております保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金で、合計1億817万3,000円。

次のその他一般会計繰入金は、法定外の任意の繰入金で、事務費分、町の医療費助成事業の実施に伴う給付費増額相当分の補償措置及び予備費の財源とするものとして、合計5,520万3,000円。これら総額で1億6,337万6,000円。本年度より326万5,000円、2.0%の減となっております。

次に主な歳出でございます。26・27ページをお願いします。

1款、総務費の1項、総務管理費は、被保険者の資格管理などを行う電算処理関連

経費などを計上する一般管理費、被保険者数に応じて国保連合会の運営経費を負担する連合会負担金で構成し、総額1,083万3,000円。本年度より5万8,000円、0.5%の減となっております。

次の2項、徴税費の賦課徴収費は、保険税の賦課徴収に伴う経費として、主に納税通知書などの郵送料や電算処理関連経費などで、合計287万1,000円。本年度より13万7,000円、5.0%の増となっております。

続いて28・29ページをお願いします。

3項、趣旨普及費は、国保制度を周知・説明するために被保険者などに配布する国保のしおりの印刷製本費28万1,000円を計上しております。

以上、総務費は、1,398万5,000円。本年度より4万5,000円、0.3%の増となっております。

次の2款、保険給付費の1項、療養諸費は、通院や入院に伴う医療費を医療機関に支払う療養給付費、柔道整復やコルセット等の治療用装具などの費用を給付する療養費と、次の30・31ページにございます。

国保連合会に支払う審査支払手数料で構成し総額としまして、21億3,355万5,000円。本年度より1,847万2,000円、0.9%の減となっております。

次の2項、高額療養費は、窓口での患者負担額について、一定の負担上限額を超えた場合に給付を行う高額療養費と健康保険と介護保険の両方に自己負担がある場合、その1年分を合算して一定の負担限度額を超えた場合に給付する高額介護合算療養費で構成し、総額2億6,176万7,000円。本年度より804万6,000円、3.0%の減となっております。

続いて32・33ページをお願いします。

中段の4項、出産育児諸費は、出産育児一時金として、1件あたり42万円を給付するもので、医療機関へ直接支払いを行うことから、国保連合会への支払手数料を含め、本年度の実績を勘案しまして、25人分、1,050万円を見込んでいます。本年度より126万円、10.7%の減となっております。

続いて、下段、5項の葬祭諸費は、被保険者が死亡した場合、葬祭費として3万円を給付するもので、本年度と同額の58人分、174万円を見込んでいます。

以上、保険給付費は24億757万円。本年度より2,777万8,000円、1.1%の減となっております。

続いて34・35ページをお願いします。

3款、後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対し、国保被保険者数に応じて拠出するもので、事務費拠出金と合わせて、3億7,423万4,000円。本年度より247万6,000円、0.7%の増となっております。

続いて36・37ページをお願いします。

中段の6款、介護納付金は、介護保険制度における介護給付や介護予防事業の総額の30%にあたる医療保険納付対象額について、介護保険第2号被保険者である40歳以上65歳未満の国保被保険者数に応じて納付するもので、1億3,088万8,000円。過年度分の精算額の関係で、本年度より412万2,000円、3.1%の減となっております。

次の7款の共同事業拠出金ですが、歳入において高額な医療費を県単位で費用調整する仕組みがあると申しましたが、医療費が極めて高額となる患者の発生は、小規模の市や町の国保にとって大きな財政リスクとなります。そこで、保険者のリスクを軽減するため、一定の資金を国保連合会に拠出することにより、実際の支出額に見合う収入が得られる、いわば再保険のような仕組みでございます。80万円を超える医療費を対象とする高額医療費共同事業交付金と、30万円を超える医療費を対象とする保険財政安定化事業交付金などで構成し、38・39ページになりますが、総額で、3億4,645万2,000円。本年度より236万9,000円、0.7%の増となっております。

次の8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費は、40歳以上の被保険者に健康診査を実施し、内臓脂肪症候群いわゆるメタボリックシンドロームに該当する方などに保健指導を行うもので、主な経費としては、栄養士報酬123万8,000円、受診券や結果通知の郵送料等として役務費152万9,000円、健診等委託料1,170万7,000円など、総額1,560万1,000円で、本年度より24万2,000円、1.6%の増となっております。

2項の保健事業費は、医療費通知に要する郵送料、後発医薬品差額通知作成業務に係る委託料など、総額436万円。本年度より50万円、10.3%の減となっております。

以上、保健事業費は、1,996万1,000円。本年度より25万8,000円、1.3%の減となっております。

こうした内訳により、歳入歳出の合計額は、33億1,498万2,000円。本年度より2,717万6,000円、0.8%の減となっております。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、国民健康保険事業特別会計について、質疑を行います。質疑はありませんか。

南田委員。

~~~~~○~~~~~

○南田委員 この委員会は、私はおかしいと思うんです。閉会せずに課長の答弁聞きよった途中で閉会して、それでいいんか悪いんか、まず委員長に問います。それでええんなら、それでいいです。

課長と話ししよって、話済んじゃおらんのに、個人がいや。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 暫時休憩します。

（休憩 13時45分）

（再開 13時47分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 再開いたします。

この件について、質疑はございませんか。後からまた、あれ説明します。

ないですか。

荒瀧委員。

~~~~~○~~~~~

○荒瀧委員 最初に7,084人という数字が出ましたが、ちょっと聞き漏らしまして、ちょっとそっちの意味を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 西村住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 本町の国保の被保険者数でございます。これは、4月から現在までの月平均の被保険者数として申し上げます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹） 続きまして、後期高齢者医療特別会計について、説明をお願いします。

西村住民課長

~~~~~○~~~~~

○住民課長（西村） 後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

国保特別会計の次は公共下水道事業特別会計ですので、その次になります。

後期高齢者医療制度は、強制加入となる75歳以上の方などを被保険者として、県内の市町が設置した広域連合が保険者となり、保険給付等を行う制度でございます。

町は、広域連合が賦課した保険料を徴収するとともに、広域連合に対しまして、その徴収した保険料などを納める保険料負担金、町が負担すべき療養給付費負担金及び事務費分賦金を納付する事務のほか、被保険者に対する窓口サービスを行っております。

被保険者数は、先月の3月1日現在で3,263人であり、増加をしております。

また、26年度は、2年に一度、保険料が改定される年度でございまして、所得割が0.08ポイント上昇して、8.43パーセントに。そして、均等割が297円増額されまして、4万4,032円となることが広域連合で決まっております。県内どの市町もこれにより賦課されることとなります。

それでは、予算案につきまして、説明させていただきます。

10・11ページをお願いします。

まず、主な歳入でございますが、

1款、後期高齢者医療保険料は、現年度分の徴収率を99.40%とした広域連合による試算値を基に、計2億3,431万5,000円。本年度より1,478万3,000円、6.7%の増となっております。

3款の一般会計繰入金ですが、町の特別会計や広域連合における事務費の財源とする事務費繰入金1,297万4,000円、療養給付費の一部を広域連合に法定負担する財源とする療養給付費繰入金2億3,938万8,000円、保険料軽減による減収分に充てる保険基盤安定繰入金を4,968万8,000円としております。これらは、一般会計において県負担金として収入したものや地方交付税により措置されたものを、

特別会計に財源を移転するもので、総計3億205万円。本年度より454万3,000円、1.5%の増となっております。

次に、主な歳出でございます。

14・15ページをお願いします。

1款、総務費の1項、一般管理費では、被保険者の資格管理などを行う電算処理関連経費として、委託料と使用料及び賃借料の合計144万5,000円など。2項の徴収費は、保険料納付書などの郵送料として役務費41万4,000円などの計上により、合計56万2,000円を計上し、総務費の合計で200万7,000円。本年度より50万3,000円、33.4%の増となっております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の事務費を負担する事務費分賦金といたしまして1,101万2,000円、療養給付費の約8%に相当する額を町が広域連合に法定負担する療養給付費負担金を2億3,938万8,000円、徴収した保険料等を納める保険料等負担金の2億3,324万7,000円などとしております。

総計は5億3,442万3,000円。本年度より1,882万3,000円、3.7%の増となっております。これは、被保険者数の増加にともなう保険料収入の増加に伴うものでございます。

こうした内訳により、歳入歳出の合計額は、5億3,743万1,000円。本年度より1,932万6,000円、3.7%の増となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、後期高齢者医療特別会計について質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

続きまして、介護保険特別会計について、説明をお願いします。

加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 介護保険特別会計についてご説明いたします。

予算書の最後から2つ目の仕切りからでございます。

介護保険特別会計には、介護保険サービスの給付及びそれに係る事務や介護予防事業及び地域包括支援センター運営事業などの地域支援事業を行う保険事業勘定と、地域包括支援センターが事業所となり、要支援1及び2の認定者に対しケアマネジャーとしてケアプランの作成を行う、サービス事業勘定がございます。

20・21ページをお願いします。

保険事業勘定の主な歳入からご説明いたします。

1款、保険料は、65歳以上の介護保険料で、5億1,424万1,000円、本年度より4万9,000円の増となっています。

保険料の90%に当たる4億6,231万4,000円を現年度分特別徴収保険料として、10%に当たる5,142万7,000円を現年度分普通徴収保険料として見込んでおります。

3款、支払基金交付金は、40歳から64歳までの介護保険料を支払基金を通じ、介護保険給付費及び地域支援事業費の介護予防事業費に対する法定負担割合の交付を受けるものです。

1目、介護給付費交付金5億6,317万3,000円は保険給付費の29%分、2目、地域支援事業交付金487万円は、地域支援事業費の介護予防事業費分の29%分です。

4款、1項の国庫負担金から、22・23ページの5款、2項の県補助金までは、保険給付費及び地域支援事業費に対する法定負担分の国、県からの交付金及び補助金である。

22ページ下段から24ページにかけての、6款、繰入金ですが、一般会計繰入金ですが、1目、3目、4目については、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する法定負担割合による町負担分としての一般会計からの繰入金となります。

2目、その他一般会計繰入金は、被保険者の資格管理や介護認定事務などの事務費に対する繰入金です。

続いて、歳出のご説明をいたします。28・29ページをお願いします。

1款、総務費の一般管理費は、被保険者の資格管理に必要な経費で、事業費は805万7,000円で、本年度より634万3,000円、370%増となっております。増額の要因は、平成27年度からの介護保険法改定に伴う、介護システム改修委託料を計上したことによるものです。

主な事業費は、被保険者証を送付する通信運搬費 3 1 万 5, 0 0 0 円、介護システム改修委託料、それから機械器具使用料 5 4 万円です。

次の賦課徴収費は、介護保険料の賦課及び徴収に必要な経費で、事業費は 5 2 7 万 1, 0 0 0 円です。主な事業費は、保険料の納入通知書を送付する通信運搬費 7 1 万 1, 0 0 0 円、保険料の賦課徴収を行う電算システム委託料、それから機械器具使用料 2 3 0 万 7, 0 0 0 円です。

3 0 ページ、3 1 ページをお願いします。

介護認定審査会費は、5 人の審査員で構成された審査会を 3 つ設け、月 3 回開催する審査委員 1 5 人に対する報酬です。

事業費は 2 9 8 万 2, 0 0 0 円で、本年度より 2 1 万円、0. 7 % の増となっております。増額の要因といたしましては、2 年毎の委員改選に伴い、来年度は県主催の委員研修受講による報酬の支払が生じることによるものです。

次の認定調査等費は、要介護認定に必要な、調査及び主治医の意見書徴取に係る経費で事業費は 1, 0 2 6 万 5, 0 0 0 円で、本年度より 1 7 3 万円、2 % 増となっております。増額の要因は、消費税増税に伴う主治医意見書作成料単価の増額及び件数の増加によるものです。

主な事業費は、主治医意見書作成手数料として 6 7 1 万 7, 0 0 0 円、認定調査業務委託料です。

次に、2 款、保険給付費についてご説明いたします。

まず、1 項介護サービス等諸費は、要介護 1 から要介護 5 の認定者の施設及び居宅サービス給付費を計上しております。

1 目、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、ヘルパー派遣や通所サービス、デイサービス、短期入所、ショートステイや、福祉用具のレンタルなどの給付費で、6 億 9, 2 0 0 万 3, 0 0 0 円です。

2 目、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設入所サービス給付費で、7 億 5, 7 1 1 万 3, 0 0 0 円です。

3 2・3 3 ページをお願いします。

3 目、居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや、入浴用いすなどの購入に係る経費で、2 6 2 万 4, 0 0 0 円です。

4 目、居宅介護住宅改修費は、手すりの設置や段差解消などの住宅改修に係る経費

で、921万4,000円です。

5目、居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費として、8,103万2,000円です。

6目、地域密着型介護サービス給付費は、町が指定し、町民のみが利用できる、認知症高齢者グループホームや、小規模多機能型などの給付費で、1億8,439万6,000円です。

以上の、1項介護サービス等諸費の総額は、17億2,638万2,000円で、本年度より847万5,000円、0.5%増となっています。

34・35ページをお願いします。

2項、その他諸費、審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会による介護給付費請求に係る審査支払手数料です。

事業費は、192万7,000円で、本年度より20万5,000円、9.6%減となっています。減額の要因は、手数料単価の減額によるものです。

次の3項、高額介護サービス等費は、一定額以上の介護サービス料を負担された方に対し払い戻しを行うもので、事業費は、介護と介護予防併せて3,276万8,000円、本年度より148万9,000円、4.7%増となっております。

次の4項、高額医療合算介護サービス等費ですが、36・37ページにかけて掲載しております。

介護保険と医療保険の世帯負担額に年単位で上限額を設け、その超過額を払い戻すもので、その内の介護保険負担分について計上しております。

36・37ページをお願いします。

その事業費は、介護と介護予防併せて、354万円で、本年度より111万9,000円、46.2%増となっています。増額の要因は、高齢者世帯の増加に伴い、医療保険と介護保険の両方の保険サービス利用の増加によるものです。

次の、5項、特定入所者介護サービス等費は、施設入所やショートステイ利用時の居住費及び食費の利用者負担について、所得状況に応じて負担の限度額を設け、上回った額の支払いをするものです。

事業費は、介護と介護予防併せて、9,107万5,000円で、本年度より134万8,000円、1.5%増となっています。

38・39ページをお願いします。

6項、介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2と認定された要支援者が利用する居宅サービス給付費を計上しています。

事業費は、1目から5目までを併せ8,632万円で、本年度より1,687万7,000円、16.3%減となっています。

各目の事業内容は、先程説明しました1項、介護サービス等諸費と同様ですが、要支援者は特別養護老人ホームなどの施設サービスの利用ができませんので、施設サービス給付費はありません。

40・41ページをお願いします。

3款、地域支援事業費について、ご説明いたします。

地域支援事業は、介護保険サービスとは別に、高齢者が要介護状態になることを予防したり、要介護状態になった場合も住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるよう地域の実情に応じて実施するもので、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなります。

まず、1項、介護予防事業費についてご説明いたします。

1目、介護予防高齢者施策事業費は、健康課が実施する介護予防地域支援事業と、福祉課が実施する介護予防地域支援事務事業に係る経費を計上しております。

事業費は併せて、2,168万1,000円で、本年度より65万4,000円、3.1%増となっております。増額の要因は、各種介護予防事業に係る専門職の報償費やテキスト印刷代などです。

主な事業費は、2名の職員人件費と体操リーダー養成講座などの専門職謝金48万3,000円、西部地域健康センターで実施する生きがいサロン委託料です。

42・43ページから44・45ページをお願いします。

包括的支援事業費ですが、地域包括支援センターの運営に必要な経費で、事業費は、2,275万5,000円で、本年度より351万6,000円、13.3%減となっております。減額の要因は、職員の異動による人件費の減額によるものです。

主な事業費は、専門職3人の人件費と、2つの相談支援センター委託料です。

次の任意事業費ですが、事業費は466万7,000円で、本年度より81万2,000円、21%増となっております。増額の要因は、成年後見人謝金助成者の増及び緊急通報体制整備事業の利用者増によるものです。

主な事業費は、成年後見人謝金の55万2,000円、緊急通報体制等整備事業委

託料、扶助費として要介護者を介護している低所得者に対し紙おむつを支給する家族介護用品給付費の75万円です。

保険事業勘定の説明は以上です。

続きまして、サービス事業勘定のご説明をいたします。

60・61ページをお願いします。

歳入は、介護予防サービス費収入として、要支援1及び2の認定者のケアプラン作成料として827万円、次のその他一般会計繰入金は、人件費に対する一般会計からの繰入金として、83万6,000円です。

62・63ページをお願いします。

歳出ですが、事業費は910万6,000円で、本年より99万8,000円、12.3%増となっております。増額の要因は、予防プラン作成委託件数の増加によるものです。

主な事業費は、職員1名の人件費と、町内などの居宅介護支援事業所への予防プラン作成委託料です。

介護保険特別会計の説明は、以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、介護保険特別会計について質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

はい。山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 28、29のところでおっしゃった、平成27年度に介護保険の制度が変わるといふことなんですかね。変わることによって、370%増になったとかいう。どういうふうな変わり方をするのか、ちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） まず、熊野町は今、地域加算等がついておりませんが、そういう加算がつかましたり、あと介護報酬の改正、あと一番大きなものは、要支援1・2が介護給付費ではなくて市町事業になるということです。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 もう一つ、老人医療というか、老人が病院に入っていて、それからある程度介護になったとき、介護医療が何かなくなるって、介護のほうへ移行するとかというような話を聞いたんですけど、そういうのはよく御存じですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 同じ病院でも、医療保険でのベットと、あと介護のベット、介護療養型医療施設と申しますが。介護療養型医療施設を廃止するという方向で国は言っておりましたが、ちょっと今見直しをされております。廃止を何年後にベットシャッフルなもので、廃止をする予定なのが、廃止をされないということになりつつ、まだちょっと決定ではないかとは思いますが、そういう方向に今なっています。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 45ページにある成年後見人謝金なんですけども、現在、熊野町において成年後見人の依頼というか実績といったものがどのぐらいあるのか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 成年後見人でございますが、普通であれば家族の方、子供さんですとかが申し立てをされます。そういう申し立てに関しては、町は特に相談を受けておりませんのでわかりませんが、相談を受けるといのは、いわゆる申立者がいない場合です。家族がいても申し立てをするだけの関係がないとか、全く子供さん等もいらっしやらないとかということで、そういう場合に申し立ては町長申し立てということになりますので、そういう相談は受けておりまして、今年度、既に2名の町長申し立てを行いまして、もう一名、今、3名目の町長申し立ての準備をしているところでございます。

それともう一つ、報酬の助成ですが、後見人がつけられた場合に、後見人に対して家庭裁判所が御本人の収入状況に応じて、後見人もただ働きをすることはないので、幾らか後見人の謝金を検討されます。本来であれば、高齢者・障害者等、御自身のお金から後見人に払うんですけど、それができない低所得者、いわゆる生活保護世帯等になった場合、後見人の謝金が本人に支払い能力がない場合は、町がそれを助成するというところで、現在、1名の助成をしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 山野委員。

~~~~~○~~~~~

○山野委員 その成年後見人なんですけども、自治会長がなっているというようなことは絶対ないんですかね。地域ではそういう話があって、自治会長が、わしがやってるんじゃないとかいうようなことを言われてますけど、やっぱり一応きちっとした親族でない限りは、やっぱり法的にきちっと町のほうでやらないといけない、そういう資格か今あるんですか。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 後見人になるには、特に資格はございません。家族が後見人になれる場合ももちろんございます。

ただ、自治会長として後見人を受けられるということは、ちょっと聞いたことがないんですけど、知人が後見人になられたというケースは、今までございました。基本的には、これは申し立てをしたときに、誰になっていただくかというのを申立書と一緒につけて出します。そのときに、誰もいない場合は、第三者、社会福祉士会ですとか弁護士会ですとかというところが、家庭裁判所から申請依頼をして団体のほうから出してくれますけど、そうでない場合は、誰々さんをお願いしたいということを申立人がつけて出されます。

ただ、それが全て通るというわけではなくて、家庭裁判所が、本当にその人が後見人になっていいものかどうかというのは、もちろん厳しい審査はございます。

以上です。


~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） はい、そういうことでございます。

~~~~~○~~~~~

○中原委員 わかりました。ここで儲けとったらとしたら。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹） 先ほど、私、委員長の進行上大変失礼なことがあったんですけども、さかのぼって衛生部門のほうで質問がありましたんで、審議したいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

南田委員。

~~~~~○~~~~~

○南田委員 最後のごみの収集で、ごみの収集の義務は町にはないという答弁を、ないとはっきりとは言われんですが、町民が出しておるものは受け取るんじやが、取りにいつてまでは収集はしない。それが原則だというお話であったんですが、課長さんに、どういう法律のどこにそういうことがあるんか説明していただきたいんです。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） あくまでも一般廃棄物、家庭等から出される生活ごみの処理責任、最終処分については、各市町に処理責任がございます。

それで、南田委員さんの御質問は、収集に関しての御質問でございましたけれども、ごみステーション等に関しましては、収集に関しましては、各市町ごとのごみ処理計画で定める法律となっております。

それで、ごみステーションに関して、各市町ごとで設置しなさいよという定めはございませんということで、熊野町の場合は、ごみステーションの設置につきましては、ごみステーションを利用される方で場所等を検討していただいて、町のほうに設置申請届を出していただくということにしております。

それで、ちなみに、市町によっては、そういったごみステーションが設置できないところも確かにあろうかと思えます。そういうところについては、各戸収集、家の前

に決められた日に出す方法とか、中には拠点収集といって、要は町で用意した公共施設、距離はかなり遠くなる場合もあるかと思いますが、そういった方法で収集されておるところもあるということで、ごみステーションの設置については、法令上、市町で設置しなさいというものはございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 南田委員。

~~~~~○~~~~~

○南田委員 私が問うのは、そういう問題でない。地方自治法についてと言います。役場がどうされようか、それは任意ですよ。普通の法律とは違って、自治法で決まっておるものです。どこまであるかというのが、差別行為が出てくるんです。自分らでできんなんだときは、自分らが金を出して、みんなで賃借料を出してとってもらいます。とってもらおうというたら、設置場所つくってとってもらいます。

ほやけ、自分らに甲斐性のないじゃから何もなし。同じ町民ながら土地を買った、自費を出して来てもらいますね。私が言うのは、ええとか悪いとか、こうじゃないんですよ。原則を聞きよるんです。地方自治法のどこにどうやあるんかと。ここまでは行政ですよと、ここは町民の責任。ほやけ、どうでも何でも町民がそういう場所を、拵えてはならん法がどこにあるかと。

意味がわかるかわからんけど、結局、私は法に基づいて言います。ただ思いついて常識で言う分ではなしに、それが悪いいうんじゃない。じそろみんなが任意でされりゃあええんじゃが、私が言うのは、そういう差別が出てきてなんです。

それと、今度は出すな自由ひゃけいうて、うちらにも2カ所、3カ所もつくって出させよるんですが、それは取り締まりが長いんじゃけ、団地の自動車じゃぱと投げて、縁に投げて、掃除は皆せんにならんのです。そこを言うんです。それで、はっきり決めてもらわにゃ、自治法でそれは管理せん者はわからんがね、こない言うんです、実際に地元でこさえた何カ所って言ったら、4カ所ああ言うちゃあいいんですけどふえてね。

昔は、人口60何年のやったやつが、今は800円とかなっちゃうんですけね。知った者がおらんと、ちゃっと投げていぬるけ、そやけ私が言うのは、今のがええとか悪いとか言うんじゃないんですよ。

ほやけ、そういうところも考えてくれにゃ、どういふにも済むかと。ほやけ、自分からよう貸さんような感じですので、自分らで金も出して、自分らでこさえたやつ出してとっちゃろいうけええね。それ常識じゃないんです、私ら常識言うんですよ。

ほやけ、原則として地方自治法はどこまでを行政が中まで、し尿・ごみを、あれやなんかどこまで処理せんにゃならんいうのがあるんか。それを問うわけですよ。それで、やっちよるんがいいとかええとかじゃないんです。今から話し合いせらんなんでもできるんでは、法律じゃけこう言われて、そういうような法律の中どうなるんかこと問うわけですよ。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） あくまでも、廃棄物、これはし尿も含めてでございますけれども、その処理方法を定めたものは、廃棄物処理法という法律がございます。その中におきましては、ごみステーションの設置について、行政側が設置しなさい、または住民側が設置しなさいといった規定はございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 南田委員。

~~~~~○~~~~~

○南田委員 それを言うんですよ。地方自治法では、行政内の処理は町がするんが建前やいうようになってる。ほやけ、そこで分けた、地方自治法もないじゃに、そういうのを分けてあるんやから、それを説明してください。

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 沖田生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（沖田） 先ほども申しましたとおり、廃棄物、これに関して定めてあるのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律がございます、これの6条の2に、市町村の責務が書いてございます。一般廃棄物については、処理責任は市町にございます。

そして。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○南田委員 はっきりしてや。町村にあるんかならんか、……。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務厚生分科会進行役（山吹） 続けて、続けて。お願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（沖田） 廃棄物処理法の6条の2に市町の。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○南田委員 ……廃棄物処理場、それは違うん……。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（沖田） ごみに関する規定は。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○南田委員 その辺は……。……ならんね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務厚生分科会進行役（山吹） 岩田総務部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部次長（岩田） 南田委員、今言われる地方自治法は、2条に今言われますように、以前の自治法にはいろいろおおむね地方自治体がやる事務はこういうのがあるという列挙がありました、川とか道路とか。その中に、確かに公害とか清掃に関することをやるという規定が自治法には以前ありました。

ただし、今から何年前ですか、平成12年の地方分権一括法の改正で、全ての事務の列挙がなくなりまして、今は法令に定める事務をやるとだけ書いてあります、地方自治法上ですね。

ですから、あと、ごみについてはそれぞれの特別法において処理をするという、こういうことになっております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務厚生分科会進行役（山吹） 南田委員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○南田委員 地方自治法を持ってきて、見せてみんなさい。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務厚生分科会進行役（山吹） それは、後から見てください、それは。ここで諮られるもんじゃない。

暫時休憩。

（休憩 14時25分）

（再開 14時32分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 委員会を再開いたします。

以上で当分科会での審査は全て終了としました。

それでは、審査報告につきまして、進行役において報告書を作成したいと思います。

報告書作成のため、暫時休憩します。

（休憩 14時32分）

（再開 14時33分）

~~~~~○~~~~~

○総務厚生分科会進行役（山吹） 休憩前に引き続き、分科会を再開したいと思います。

分科会報告書を作成しましたので朗読します。

（案）

平成26年 3月12日

予算特別委員長 藤本 哲智 様

総務厚生分科会

進行役 山吹 富邦

平成26年熊野町議会予算特別委員会総務厚生分科会審査状況報告書

本分科会は、平成26年予算特別委員会において付託された次の件について、3月11日、12日に分科会を開催し、慎重に審査した状況を報告する。

1 審査議案

- 議案第14号 平成26年度熊野町一般会計予算のうち、総務部、民生部に関する予算について
- 議案第15号 平成26年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第17号 平成26年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第18号 平成26年度熊野町介護保険特別会計予算について
-

○総務厚生分科会進行役（山吹） ただ今の分科会報告書を、予算特別委員会に報告することとしますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○総務厚生分科会進行役（山吹） それでは、ただ今の分科会報告書を予算特別委員会で報告することに決定しました。

皆さん、大変ご協力ありがとうございました。

（散会 14時36分）